

都市計画法に基づく
技 術 的 基 準

運用手引き

監修 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

紀の川市

目 次

1 開発行為に関する技術的基本事項	1
(1) 開発行為の技術的基準	1
(2) 現 況 調 査	2
(3) 他法令との関連	2
(4) 公 共 空 地	3
(5) 街 区 の 設 計	4
(6) そ の 他	5
2 道路に関する基準	6
(1) 道 路 構 造	6
(2) 開発規模別の道路幅員	8
(3) 小幅員区画道路の計画基準	9
(4) 歩 道	19
(5) 横 断 勾 配	20
(6) 縦 断 勾 配	20
(7) 街 角 せ ん 除	21
(8) 開発区域外道路との接続	22
(9) 道 路 の 取 付	22
(10) 道 路 側 溝 等	23
(11) 交通安全施設等	26
3 公園、緑地、広場に関する基準	27
(1) 公園等の配置	27
(2) 公 園 の 構 造	27
4 消防水利に関する基準	28
(1) 消防長との協議	28
(2) 消 防 水 利	28
(3) 消防水利の能力	28
(4) 消防水利の配置	28
(5) 消防水利の基準	29
5 排水施設に関する基準	30
(1) 排水施設の設計の原則	30
(2) 計 画 排 水 量	30
(3) 開発地域外の排水施設との接続	30
(4) 排水施設の構造	31
(5) 排水管の土被り	31
(6) 排水管種及び処理方法	34
(7) 管 渠 の 流 速	34
(8) 枺の位置及び配置	35
(9) 枺 の 構 造	35
(10) 取 付 管	35
(11) マンホールの構造	35
6 給配水施設に関する基準	36

7 公益的施設に関する基準	37
(1) 公益的施設の設置および配置設計	37
(2) ごみ集積所設置標準	37
8 防災施設に関する基準	38
9 沈砂池に関する基準	38
(1) 一般的事項	38
(2) 計画基準	39
10 調整池に関する基準	40
11 排水放流に対する放流先対策	40
12 がけ面保護に関する基準	40
13 擁壁に関する基準	40
14 緩衝帯に関する基準	41
(1) 計画の基本	41
(2) 緩衝帯の配置	41
(3) 工場又は第1種特定工作物の建築等の許可	42
15 樹木の保存、表土の保全に関する基準	43
(1) 計画の基本	43
(2) 樹木の保存	43
(3) 表土の保存	45
16 紀の川市宅地造成工事示方書	47

1 開発行為に関する技術的基本事項

(1) 開発行為の技術的基準（法第 33 条）

良好な市街地の形成を図るため宅地等に一定の水準を確保することを目的とした基準である。

本書の基準以外に国土交通省等で別途基準が定められている場合は、担当者と協議のうえ、その基準に従うことができる。

各基準の適用は、開発行為の目的が建築物の建築、第一種特定工作物又は第二種特定工作物の建設、また、それが自己居住用、自己業務用及び一般（その他）のいずれであるかによって異なる。

技術基準の適用区分

許可基準の適用関係（○印適用、△印は 1ha 以上に適用）

都市計 画 法 第 33 条 各 号	技術基準	建 築 物			第 1 種特定工作物		第 2 種特定工作物	
		自 己 用		一 般 (その他)	自 己 業 務 用	一 般 (その他)	自 己 業 務 用	一 般 (その他)
		居 住 用	業 務 用					
第 1 号	用途地域との適合	○	○	○	○	○	○	○
第 2 号	道路、公園等空地		○	○	○	○	○	○
第 3 号	排水施設	○	○	○	○	○	○	○
第 4 号	給水施設		○	○	○	○	○	○
第 5 号	地区計画等	○	○	○	○	○	○	○
第 6 号	公共公益施設	開発行為の目的に照らし判断						
第 7 号	防災安全措置	○	○	○	○	○	○	○
第 8 号	災害危険区域等の除外		○※1	○	○※1	○	○※1	○
第 9 号	樹木・表土の保全	△	△	△	△	△	△	△
第 10 号	緩衝帯	△	△	△	△	△	△	△
第 11 号	輸送施設 (40ha 以上)	○	○	○	○	○	○	○
第 12 号	申請者資力信用	○※1	△	○	△	○	△	○
第 13 号	工事施行者能力	○※1	△	○	△	○	△	○
第 14 号	権利者の同意	○	○	○	○	○	○	○

※1：宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可対象となるもの。

(2) 現況調査

開発区域及びその周辺の道路、排水施設、その他の公共施設等について、その位置及び利用状況等の現況を十分調査しておくこと。

(3) 他法令との関連

開発行為に関連して、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、道路法、河川法、砂防法、文化財保護法、宅地造成及び特定盛土等規制法、国土利用計画法、国有財産法、環境影響評価法、自然保護法、特定都市河川浸水被害対策法等に基づく許認可を要する場合は、事前にその措置を講じておくこと。

(4) 公共空地

道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

〔勘案事項〕

①	開発区域の規模、形状および周辺の状況
②	開発区域内の土地の地形および地盤の性質
③	予定建築物又は特定工作物の用途
④	予定建築物又は特定工作物の敷地の規模及び配置

〔留意事項〕

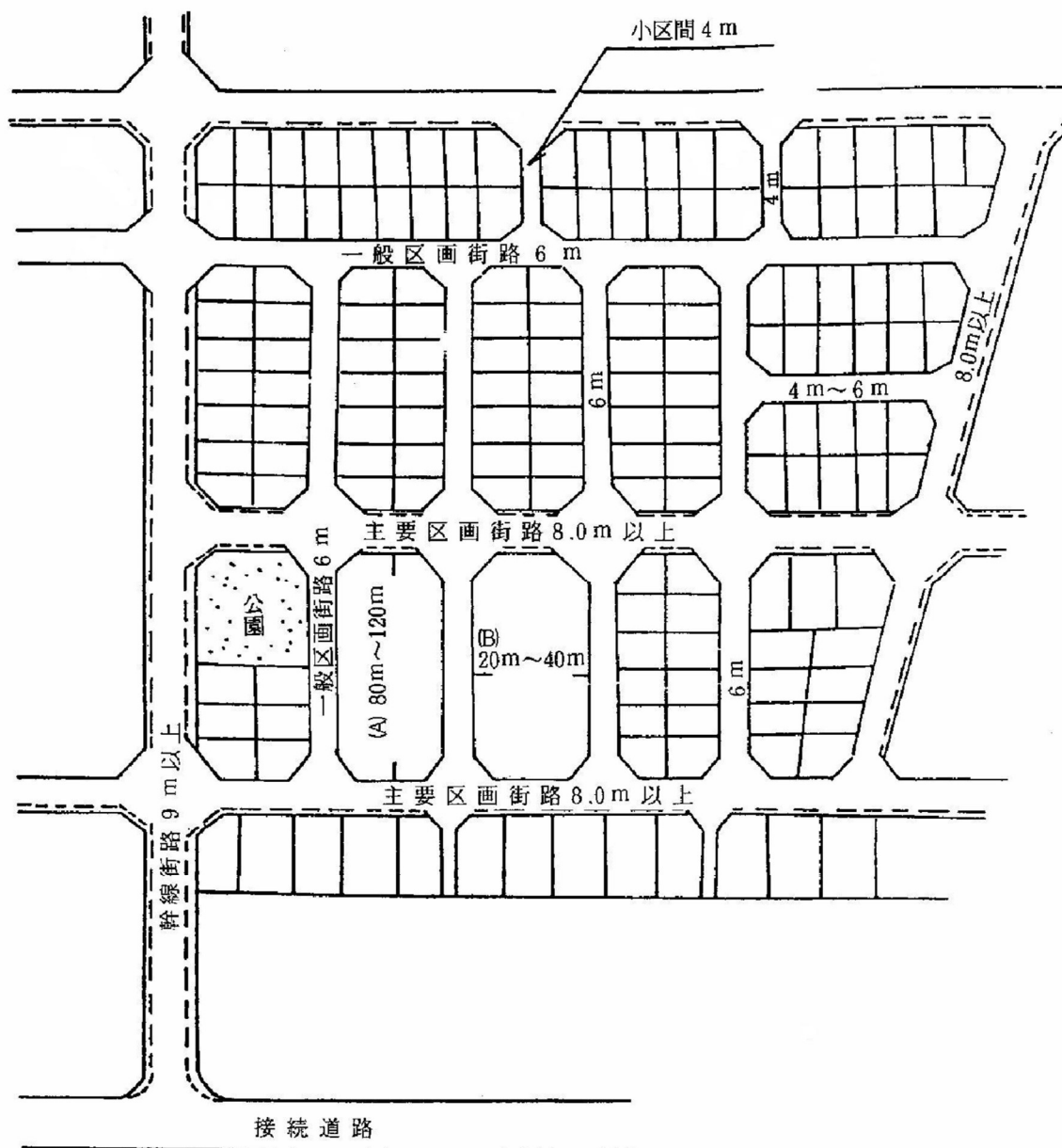
留 意 点	関 係 事 項
環 境 の 保 全	適正な街区の構成、道路の配置、道路幅員と建築容積、公園広場等、下水道、樹木又は樹木の集団の保存、表土の保全、緩衝帯の配置
災 害 の 防 止	消防車、救急車等緊急車両の通行、消防水利、避難道路の確保
通 行 の 安 全	歩車道の分離、歩行者専用道、道路構造
事業活動の効率	道路幅員

(5) 街区の設計

通過交通路線が地区内の住区の良さを壊さないように線形を設定する。このため通過交通路線と区画街路との交差数を極力へらす様設計すること。

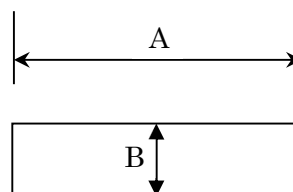
街区の大きさは、予定建築物の用途ならびに敷地の規模および配置を考慮して定める。

※交通安全を配慮して計画すること。



〔街区の標準〕

地区別	A	B
住宅地	80m~120m	20m~40m
商業地	80m~120m	20m~35m
工業地未指定地	80m~120m	20m~40m



(6) その他

この技術的基準は都市計画法による開発行為に関する基本的な事項を定めたものである。
ただし、市町村において、特定の定めがある場合については、その定めによることができる。

2 道路に関する基準

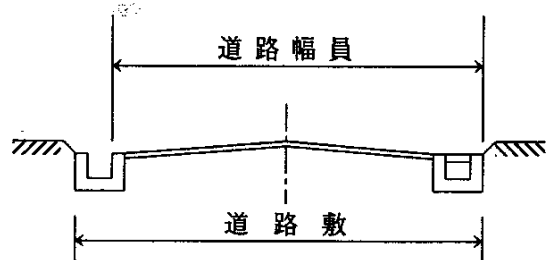
(1) 道路構造

道路幅員とは「車道、歩道、路肩、中央帯、植樹帯の幅員等の合計幅員をいう。」したがって道路の附属施設である、保護路肩や排水溝は道路幅員に含まない。

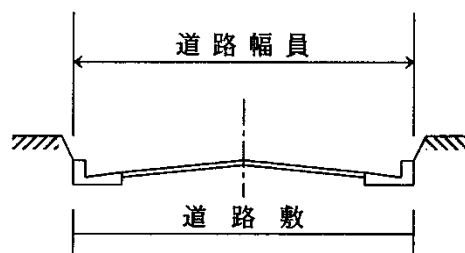
※U字側溝に蓋を設置する場合は道路幅員に含む。

① 道路の名称図

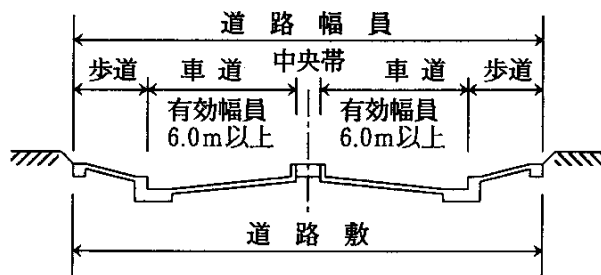
(a) U型側溝の場合



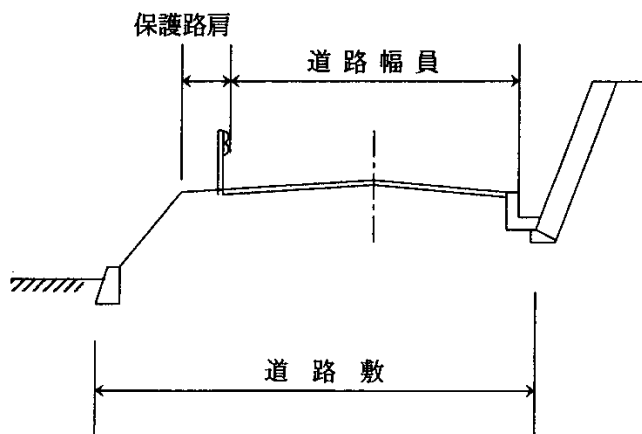
(b) L型側溝の場合



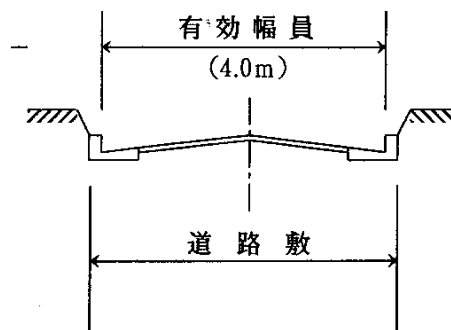
(c) 歩道、中央帯のある場合



(d) 防護柵を設ける場合

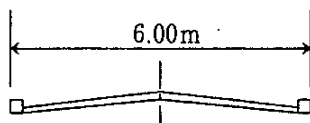


(e) L型側溝の場合 (4.0m)

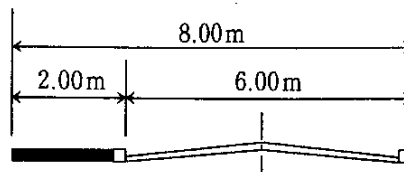


② 道路標準横断構成図（参考図）

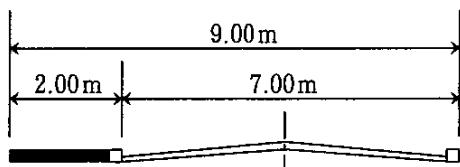
(a) 幅員 6.00m



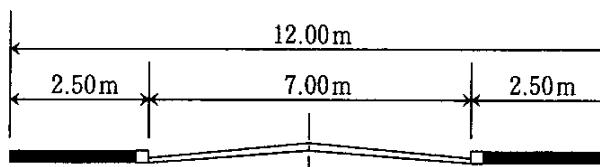
(b) 幅員 8.00m



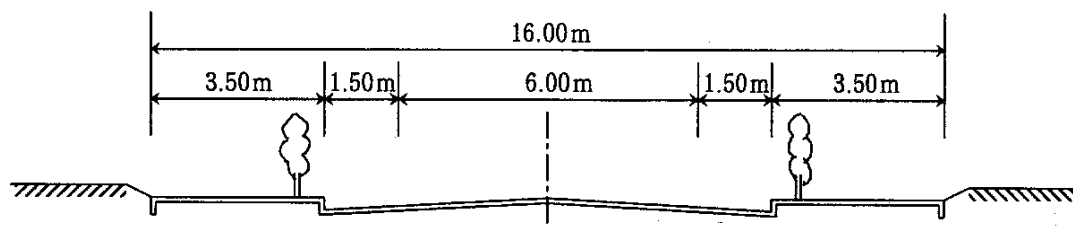
(c) 幅員 9.00m



(d) 幅員 12.00m



(e) 幅員 16.00m



- (1) 路面は、十分転圧したうえ、砂利敷またはアスファルト舗装等ぬかるみとならない措置を講じること。

縦断勾配は 9 パーセント以下とすること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は小区間に限り 12%以下とすることが出来る。

ただし、急勾配区間についてはスベリ止を施行すること。

- (2) 道路は袋路状でないこと。

ただし、他の道路との接続が予定されている場合、または回転広場等（延長 70m）を設ける場合はこの限りでない。（袋路状道路の延長が 70mを超える場合は、終端近くに転回広場を設けること。）

- (3) 歩行者専用道の場合を除き階段状道路でないこと。

- (4) 開発区域内の幅員 9 メートル以上の道路は、車歩道が分離されていること。

(2) 開発規模別の道路幅員

道路幅員は、開発区域の規模、予定建築物等の用途ならびに敷地の規模に応じて下記を基準とし、都市計画法施行規則第 20 条の規定に適合すること。

予定建築物	開発規模 道路種別	0.5ha 未満	0.5ha ～1.0ha	1.0ha ～5.0ha	5.0ha ～10.0ha	10.0ha 以上
住 宅 系	一般区画街路	6.0m 以上（小区間道路有効幅員 4.0m）				
	主要区画街路			8.0m 以上	9.0m 以上	
	幹 線 街 路				9.0m 以上	12.0m 以上
工 場 等 そ の 他	一般区画街路	6.0m 以上（小区間道路有効幅員 4.0m）				
	主要区画街路		6.0m～9.0m 以上		9.0m 以上	
	幹 線 街 路			9.0m 以上		12.0m 以上

道路の定義

一般区画街路

開発区域内の区画構成の基本となる道路。

主要区画街路

幹線道路からの交通を街路に導入し、又街区の相互間の連絡をする道路。

幹線街路

開発区域内で根幹となる道路。

(注) 小区間とは、通行上支障がなく、また周辺の状況を勘案して支障のない道路で、下記の場合とする。

1 街区間の通行のみに供する場合で、かつ、延長がおおむね街区の一辺の長さ以下の場合。

袋路状道路で延長 35 メートル以内の場合。

なお、住宅地の開発目的で行う場合の一般区画街路については、小幅員区画道路の計画基準を導入してもよい。

(3) 小規模区画道路の計画基準

(目的)

第 1 この基準は、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において、幅員 6 メートル未満の区画道路（以下「小規模区画道路」という。）を導入する場合において、

- (1) 交通及び宅地サービスの機能確保
- (2) 災害時の危険性の防止及び災害時の避難、救助、消防活動等の円滑な実施
- (3) 住宅地としての日照、通風等の環境の確保等を図るために守るべき条件として定めるものとする。

(適用対象)

第 2 この基準は、開発区域の面積が概ね 1 ヘクタール以上の主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為を適用対象とする。

ただし、開発区域の面積が概ね 1 ヘクタール未満の主として住宅の用に供する目的で行う開発行為であって、次の各号の一に掲げる条件に該当するものについては適用対象とする。

- (1) 当該開発区域が既に計画的開発が実施された区域に隣接していること。
- (2) 当該開発区域に地区計画が定められていること等により、将来、道路の段階構成による整備が確実と見込まれること。
- (3) 当該開発区域の周辺に幅員 6 メートル以上の道路がすでにあり、当該開発区域内の道路がこの道路に接続する区画道路で、延長される予定のない小区間のものであること。

(小規模区画道路の導入の条件)

第 3 小規模区画道路は、次の各号に掲げる条件に適合している場合に導入することができるものとする。

- (1) 開発区域内及び開発区域の周辺の道路が次のいずれかに該当すること。
 - イ 原則として、道路の段階構成が幹線道路、補助幹線道路及び区画道路と明確に整備されていること又は整備されることが確実と見込まれること。
 - ロ 開発区域の周辺に幅員 6 メートル以上の道路がすでにあり、開発区域内の道路がこの道路に接続する区画道路であって、延長される予定のない小区間のものであること。
- (2) 小規模区画道路は、次に掲げる条件に該当すること。
 - イ 幅員 6 メートル以上の道路又は歩行者専用道路等によって囲まれた概ね 250 メートル以下四方の区域の中の小区間の区画道路であること。
 - ロ 沿道宅地へのサービス以外の目的の通過交通が生じない形状のものであること。
 - ハ 原則として幹線道路に直接接続していないこと。

(小幅員区画道路の共通の計画基準)

第4 小規模区画道路は、次の各号に掲げる計画基準に適合しなければならない。

(1) 有効幅員

有効幅員は4メートル以上とする。この場合において、L型側溝、コンクリート蓋等で車両通行上支障がない場合は当該側溝等を有効幅員に含めるものとする。また、電柱、道路標識等の工作物を道路内に設置する場合は当該工作物の設置されている部分及びその外側の部分は有効幅員に含めないものとする。

(2) 交差点

交差点は原則として直交させる。

(3) 隅切り

小規模区画道路の交差部の隅切りは、原則として、隅切り長が3メートル二等三角形とする。

(道路形上別計画基準)

第5 小規模区画道路は、次の各号に掲げる道跡形上別計画基準の一に適合しなければならない。

(1) I字状小規模区画道路の計画基準

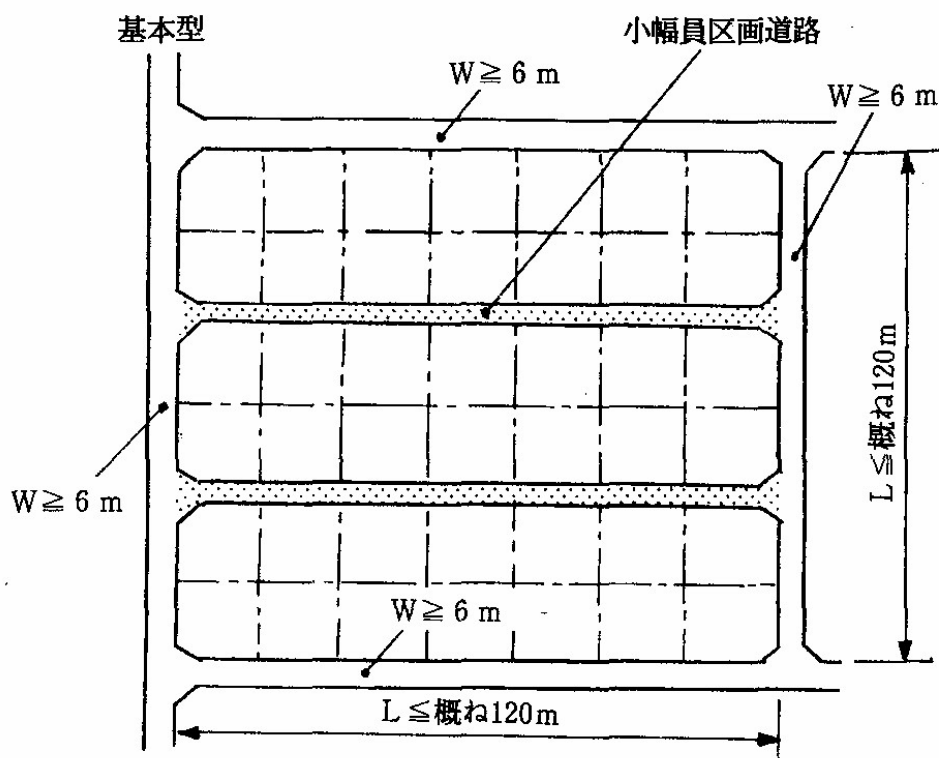
イ A図のように幅員6メートル以上の道路(区画道路と幹線道路又は補助幹線道路との接続上支障がない部分については、歩行者専用道路等)によって囲まれた概ね120メートル以下四方の区域の中のI字状区画道路について小規模区画道路とすることができる。

ただし、B図のように幅員6メートル以上の道路をはさんで区画道路が連続する場合にあつては、連続する区画道路の道路延長(道路中心線の長さとする。以下同じ。)の合計が概ね250メートルを超えない場合に限る。

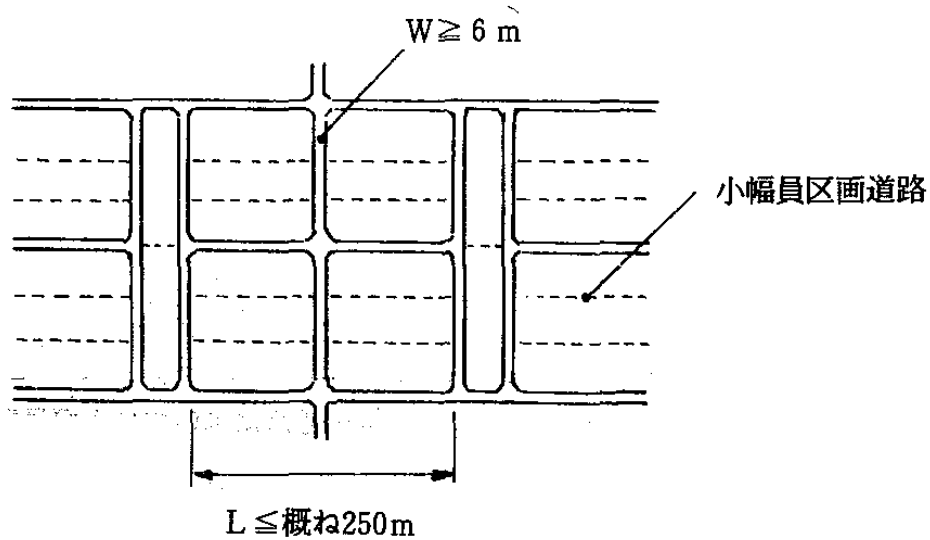
C図のように通過交通の生じる可能性のあるI字状区画道路については小規模区画道路とすることができない。

ロ 道路延長は概ね120メートル以下とする。

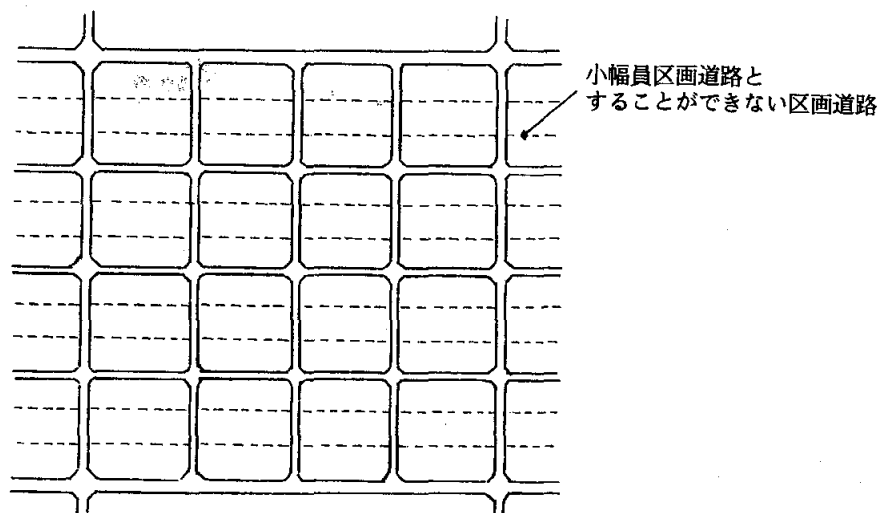
〔A図〕



〔B図〕



〔C図〕



(2) L字状小幅員区画道路の計画基準

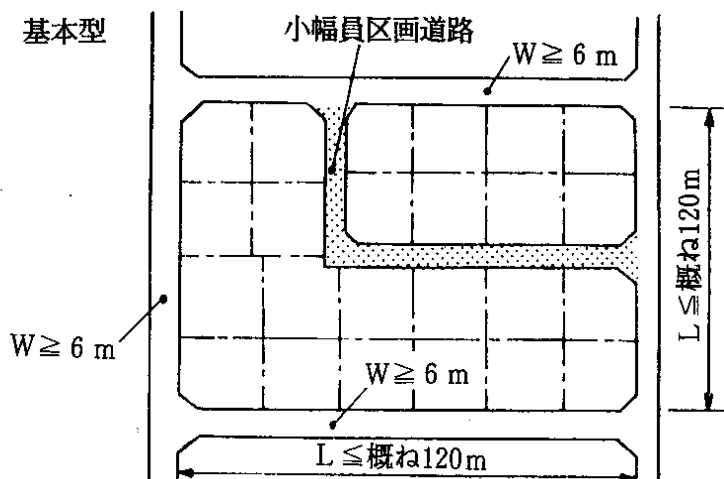
イ A 図及び B 図のように幅員 6 メートル以上の道路（区画道路と幹線道路又は補助幹線道路との接綾上支障がない部分については、歩行者専用道路等）によって囲まれた概ね 120 メートル以下四方の区域の中の L 字状区画道路について小幅員区画道路とすることができる。

また、C 図のように概ね 250 メートル×120 メートル以下の区域の中の L 字状区画道路についても小幅員区画道路とすることができる。

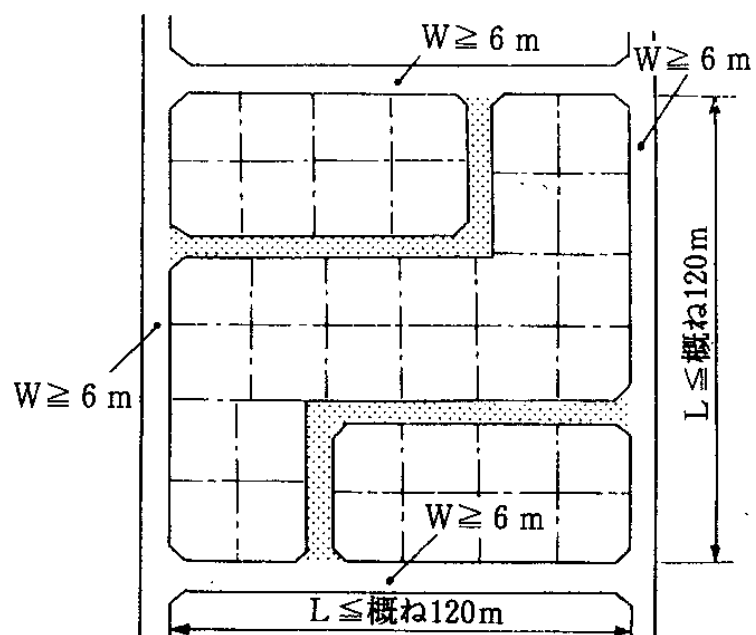
ロ 道路延長は概ね 120 メートル以下とする。

ハ 屈曲部はその角度を 90 度以上とすること等により自動車の通行上支障がないものとする。

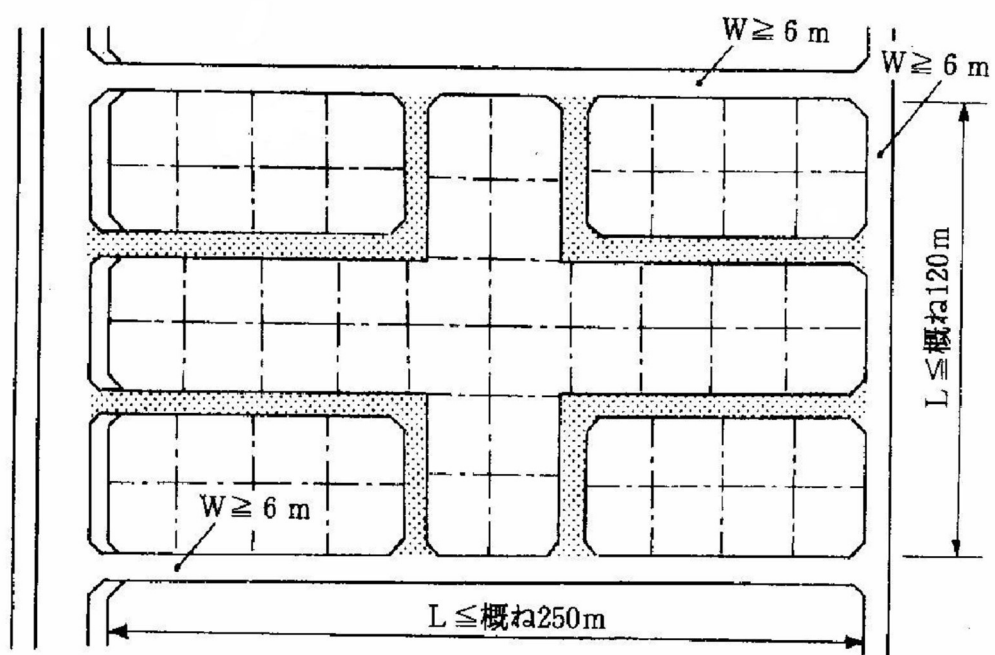
〔A図〕



〔B図〕



〔C図〕



(3) T字状小幅員区画道路の計画基準

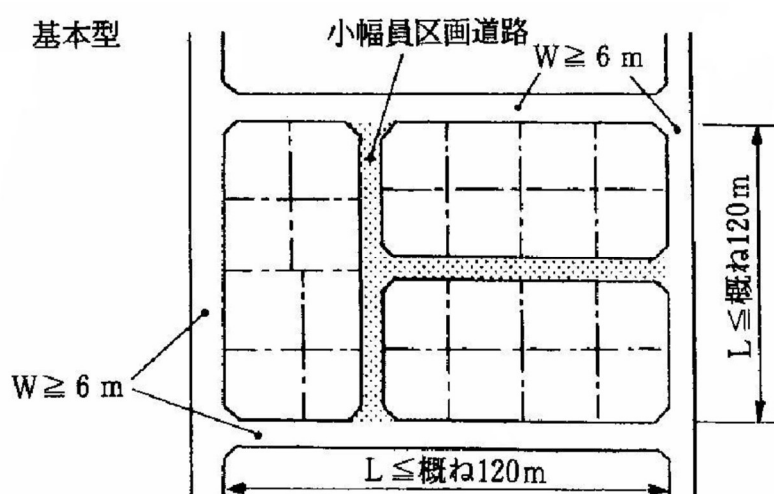
イ A図のように幅員6メートル以上の道路（区画道路と幹線道路又は補助幹線道路との接続上支障がない部分については、歩行者専用道路等）によって囲まれた概ね120メートル以下四方の区域の中のT字状区画道路について小幅員区画道路とすることができる。

また、B図のように概ね250メートル×120メートル以下の区域の中のT字状区画道路についても小幅員区画道路とすることができる。

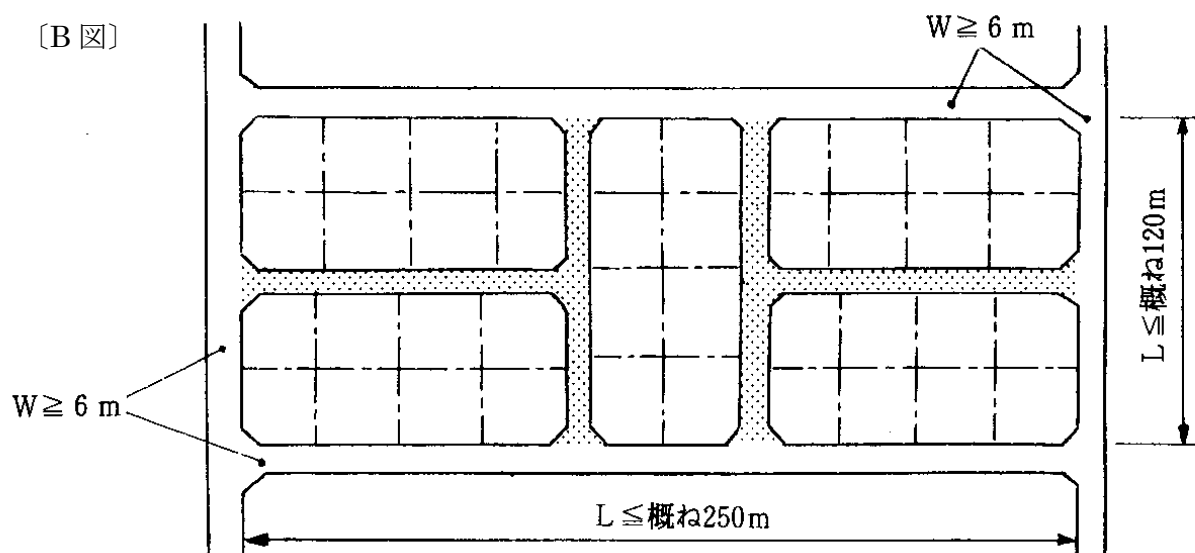
ロ 道路延長は概ね120メートル以下とする。

〔A図〕

基本型



〔B図〕



(4) U字状小幅員区画道路の計画基準

イ A図のように幅員6メートル以上の道路（区画道路と幹線道路又は補助幹線道路との接続上支障がない部分については、歩行者専用道路等）によって囲まれた概ね120メートル以下四方の区域の中のU字状区画道路について小幅員区画道路とすることができる。

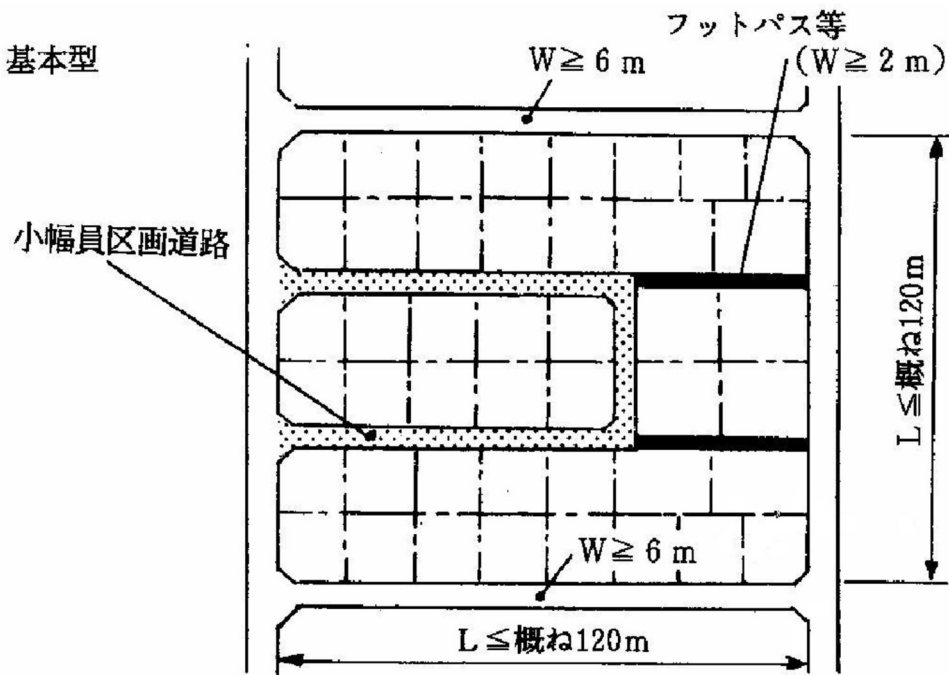
また、B図及びC図のように概ね250メートル×120メートル以下の区域の中のU字状区画道路についても小幅員区画道路とすることができる。

ロ 道路延長は概ね250メートル以下とする。

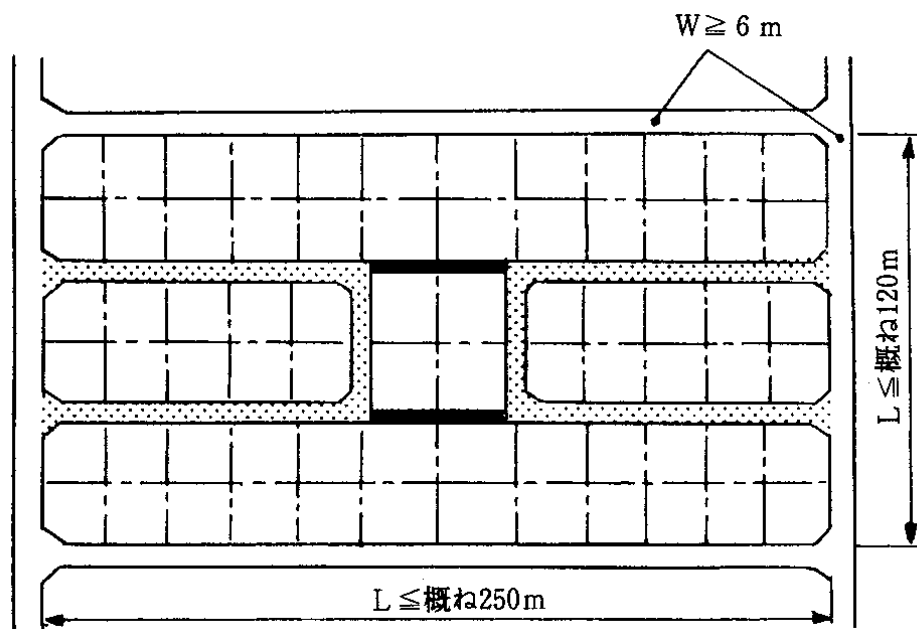
ハ 屈曲部はその角度を90度以上とすること等により自動車の通行上支障がないものとする。

ニ U字状区画道路の奥は、歩行者専用道路、公園等に接するか又は幅員2メートル以上のフットパス等によって歩行者専用道路、公園等若しくは道路に接続することが望ましい。

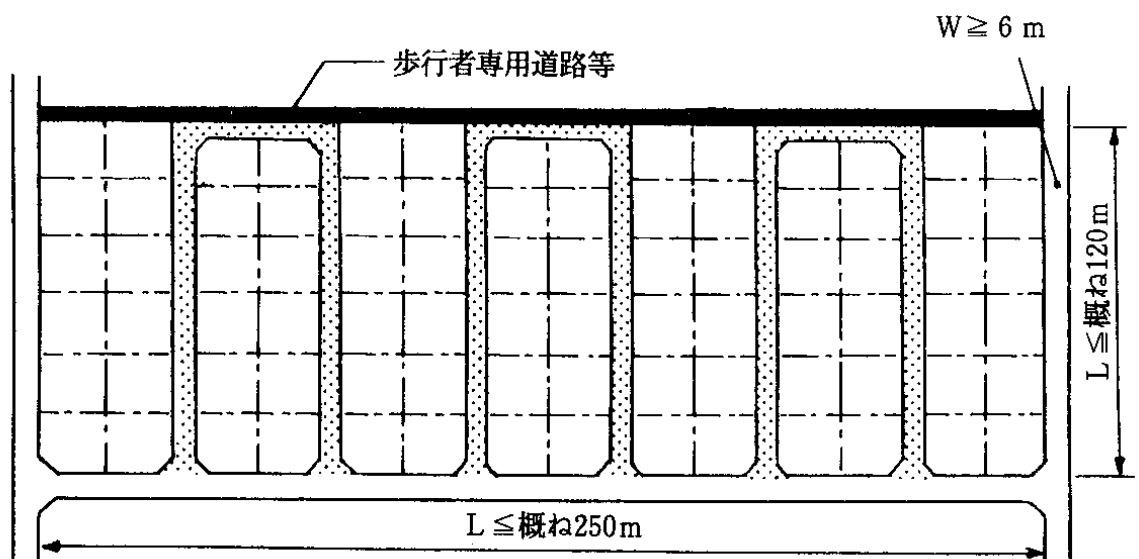
〔A図〕 基本型



〔B図〕

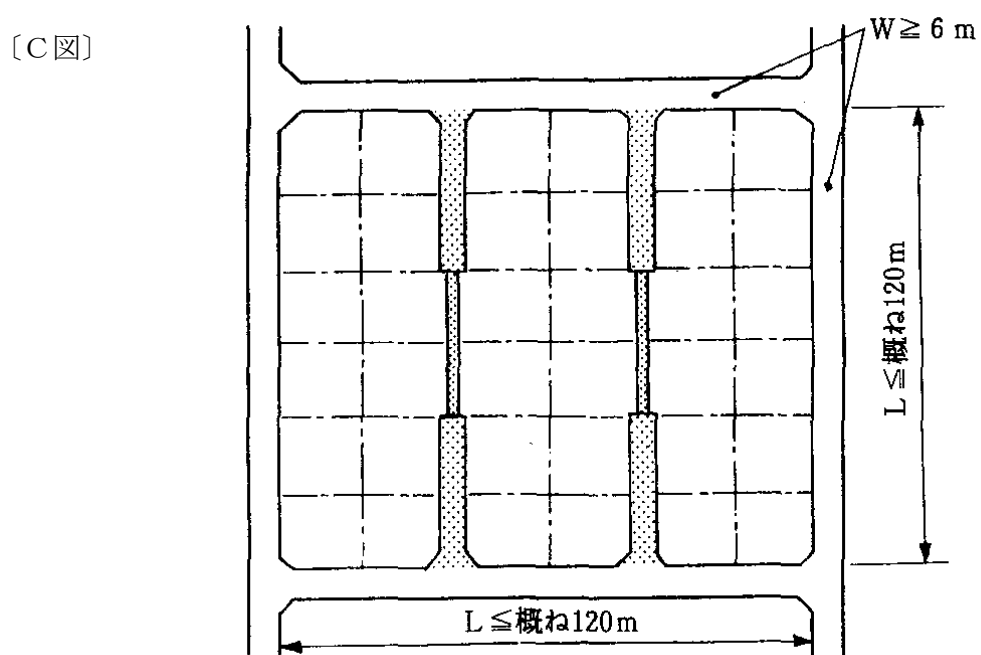
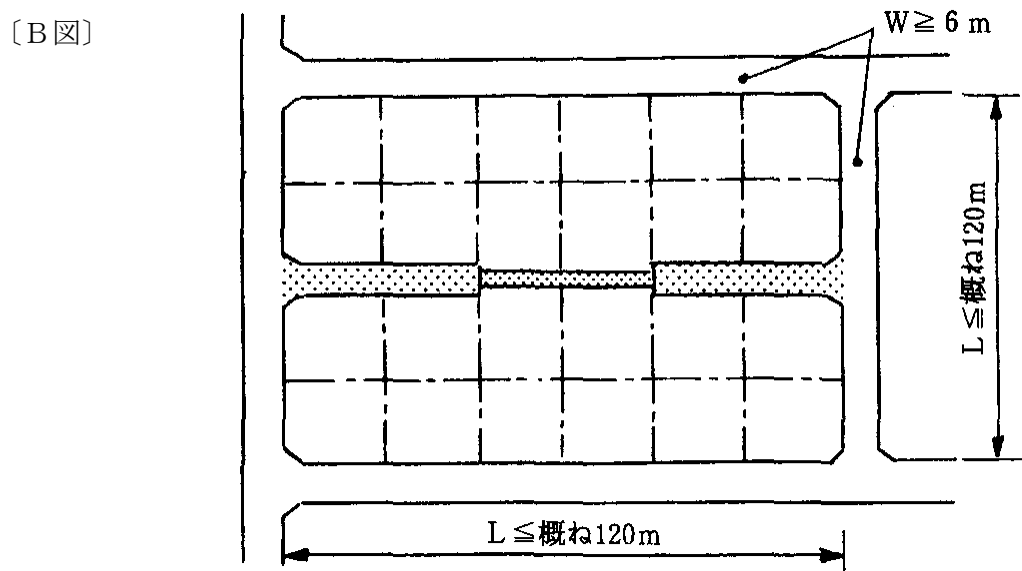
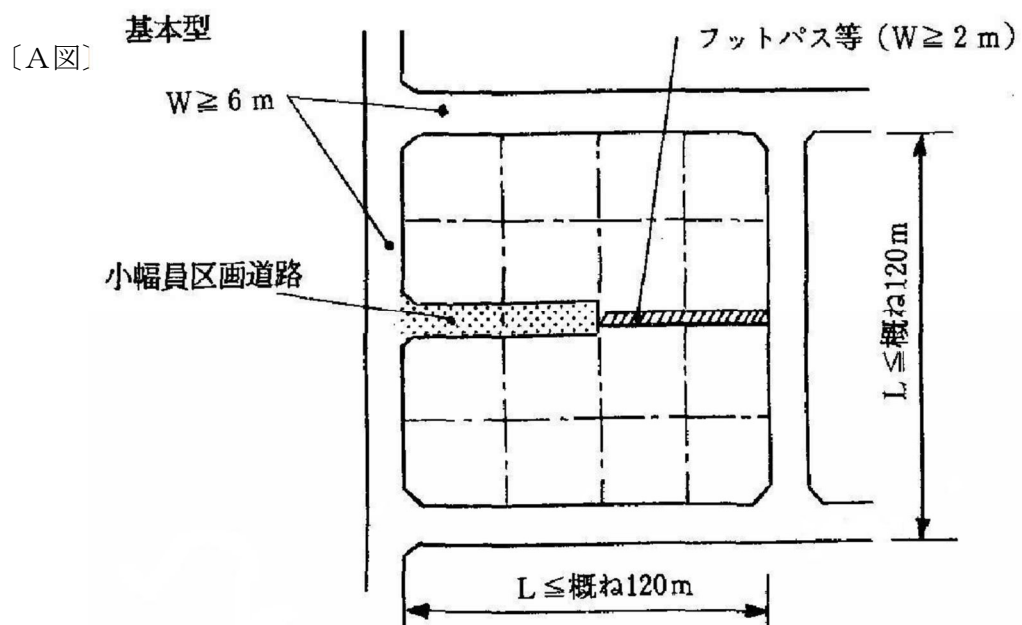


〔C図〕



(5) 行き止まり状小幅員区画道路の計画基準

- イ A 図、B 図及び C 図のように幅員 6 メートル以上の道路（区画道路と幹線道路又は補助幹線道路との接綾上支障がない部分については、歩行者専用道路等）によって囲まれた概ね 120 メートル以下四方の区域の中の行き止まり状区画道路について小幅員区画道路とすることができる。
- ロ 道路延長は原則として 35 メートル以下とし、35 メートルを超える場合は終端及び区間 35 メートル以内ごとに自動車の転回広場を設けるものとする。この場合において、自動車の転回広場とは、「自動車の転回広場に関する基準」（昭和 45 年 12 月 28 日付け建設省告示第 1837 号）に適合するものとする。
- ハ 行き止まり状区画道路の終端は、歩行者専用道路は、公園等に接するか又は幅員 2 メートル以上のフットパス等によって歩行者専用道路、公園等若しくは道路に接続することが望ましい。

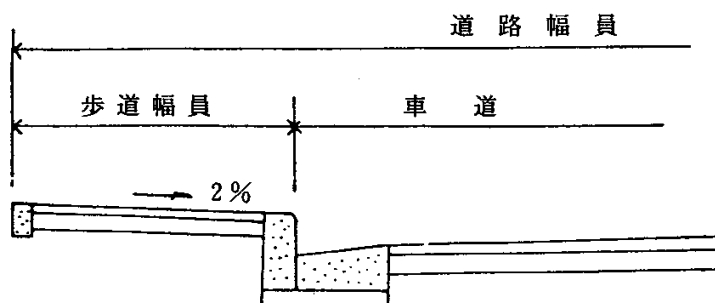


(4) 歩道

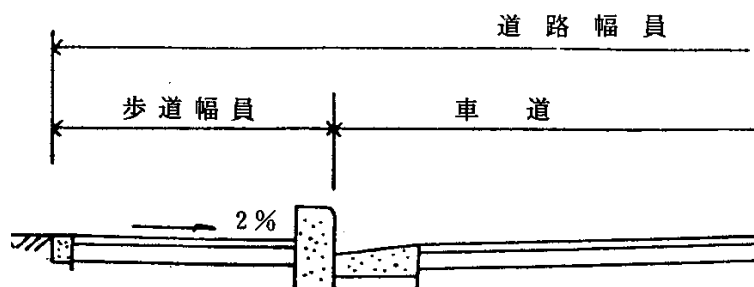
歩車道分離する場合は下図を標準とする。

[歩道標準図]

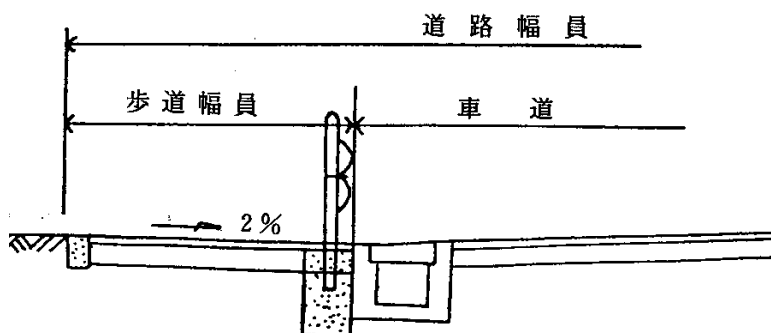
- ① 歩道と車道に段差のある場合は、乗入部を斜路ですり付けること。



- ② 歩道と車道に段差がなく縁石使用する場合



- ③ 歩道と車道が段差がなく防護柵を設置する場合



(5) 横断勾配

道路の横断勾配は、片勾配を附する場合を除き、路面の種類に応じ、下表に掲げる値を標準とする。

区分	路面の種類	横断勾配 (%)	
		片側 1 車線の場合	片側 2 車線の場合
車道	セメントコンクリート舗装及びアスファルトコンクリート舗装	1.5	2.0
	上記以外の路面	3.0～5.0	
歩道	路面の種類を問わず	2.0	

路面の横断勾配は、路面に降った雨水を側溝又は街渠に導くために必要である。その横断形状は、路面の排水に対して十分であるとともに、交通車両の走行に対して安全かつ支障のないものでなければならない。

歩道等の横断勾配は、原則として、道路の中心に向かって直線の下り勾配とする。

(6) 縦断勾配

縦断勾配は 9%以下とすること。ただし地形等によりやむを得ないと認められる場合は小区間に限り 12%以下とすることができる。

- ① 小区間とは、30～40m 内外とする。
- ② 屈曲部は 9%以下とする。
- ③ 道路の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

(7) 街角せん除

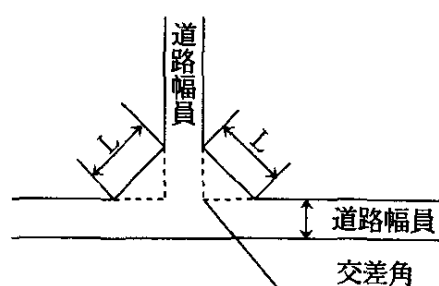
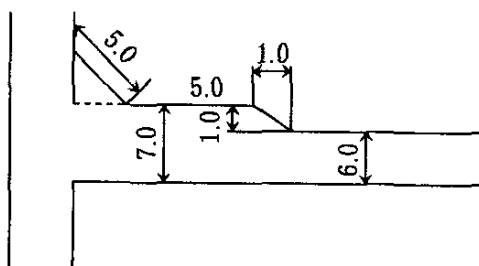
歩道のない道路が同一平面で交差し、接続する箇所ならびに歩道のない道路のまがりかどは、適当な長さで街角をせん除し、一定の視距を確保すること。

街角せん除「L」の表（＊は、道路管理者と個別に協議する。）

単位：m

道路幅員	40m	30m	20m	15m	12m	10m	8m	6m	4m
4m	*	*	*	*	*	3 4 2	3 4 2	3 4 2	3 4 2
6m	*	*	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	
8m	*	*	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4		
10m	*	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4			
12m	6 8 5	6 8 5	6 8 5	6 8 5	6 8 5				
15m	8 10 6	8 10 6	8 10 6	8 10 6					
20m	10 12 8	10 12 8	10 12 8			上 段	交差角が 90 度前後の場合		
30m	10 12 8	10 12 8				中 段	交差角が 60 度以下の場合		
40m	12 15 8					下 段	交差角が 120 度以上の場合		

〔片側すみ角の場合〕



(8) 区域外道路との接続

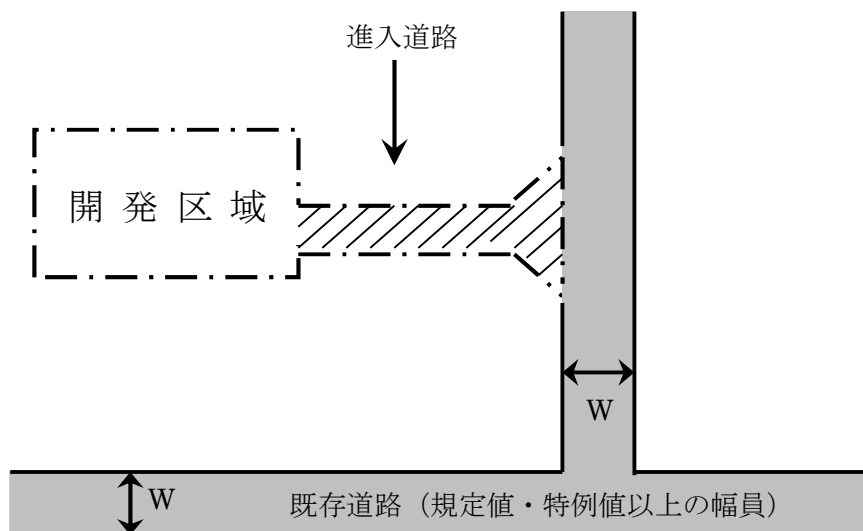
開発区域内の主要な道路は、下表に掲げる規定値以上の幅員を有する開発区域外の道路に接続しなければならない。開発区域外の道路（既存道路）は、接続部分の道路幅員だけでなく主要な道路から開発区域に至るまでの全区間の幅員が対象となる。

ただし、車両の通行に支障がない限り、特例値まで縮小することができる。

道路 種別	規定値	特 例 値
住宅系の開発	6.5m	5.0m
その他の開発	9.0m	6.0m（周辺の状況により支障がないと認められる場合）

※建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による特定行政庁から道路位置の指定を受けた道路及び都市計画法の規定による開発道路を進入道路として使用する場合は、それぞれの規定値又は特例値以上の既存道路に接続していること。

既存道路は、開発区域外の既存の道路を指すものであり、下記のような旗竿開発の場合の新設される進入道路を指すものではない。



(9) 道路の取付

道路の取付部は水平区間及び緩和曲線を設置し道路構造令に準ずるものとする。

(10) 道路側溝等

路面等の排水量を十分検討すると共に維持管理が容易であること。

又、路面延長が長く路面に雨水が流れる恐れのある場合、又は交差点等に必要な応じて横断水路を設置すること。

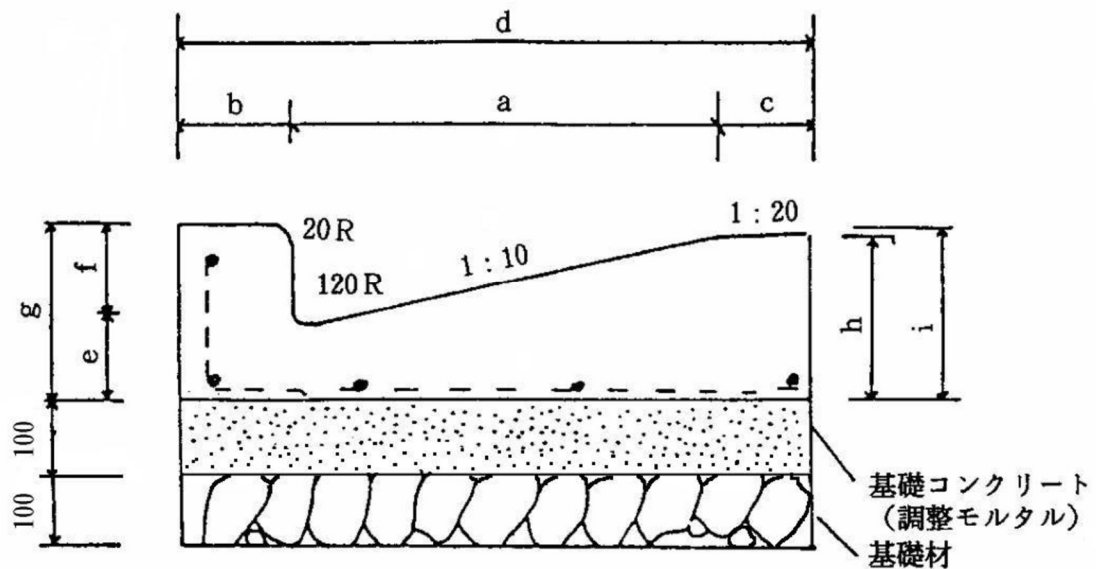
〔道路側溝標準図〕（国土交通省標準図を参照）

① L型側溝

JIS 規格の既成鉄筋コンクリートL型側溝、U型トラフを使用する場合は下記によるものとする。

- ・ L型ブロック（JIS A5306）

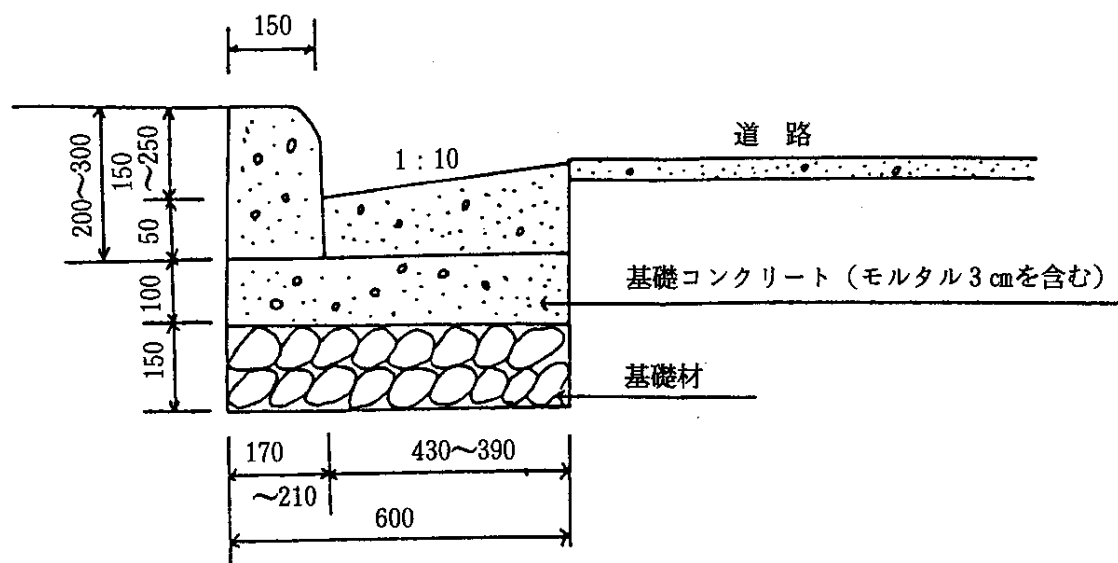
鉄筋コンクリート L 型 250B 300 350 とする。



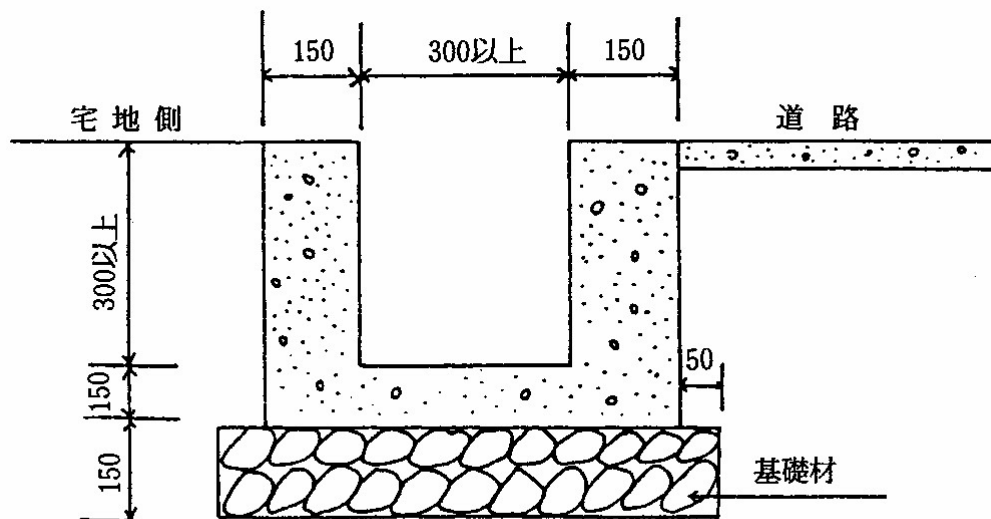
呼び名	寸 法 (mm)										鉄 筋			
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	L	縦 鉄 筋		横 鉄 筋	
											径	本数	径	本数
250B	250	100	100	450	55	100	155	80	85	600	40	5	40	5
300	300	100	100	500	55	100	155	85	90	600	40	5	40	6
350	350	100	100	550	55	100	155	90	95	600	40	5	60	5

(注) 道路幅員 6m 未満 250B、6m 以上については 300 以上

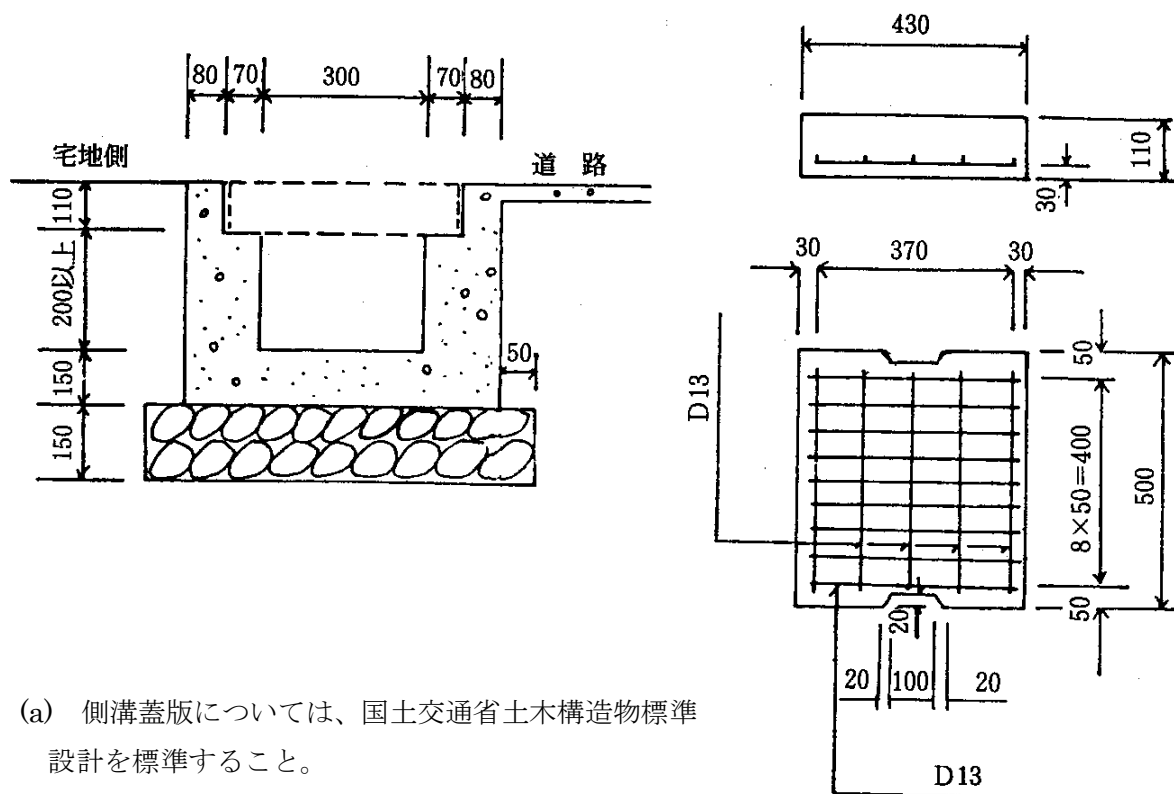
② L型現場打ちの場合（歩車道境界ブロック使用）



③ U型側溝
現場打ちの場合



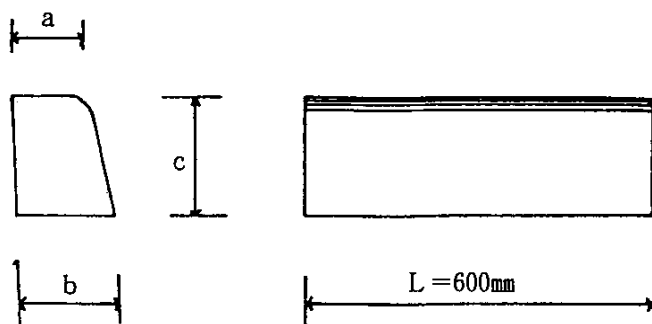
④ U型側溝（蓋付）



(注) (a) 側溝蓋版については、国土交通省土木構造物標準設計を標準すること。

(b) ロングU側溝、可変側溝（二次製品）でもよい。

⑤ 歩車道境界ブロック



呼び名	a	b	c
A	150 mm	170 mm	200 mm
B	180	205	250
C	180	210	300

(11) 交通安全施設等

道路は、がけ、水路等に接している場合又は屈曲部分等で必要と認められる場合は、ガードレール、カーブミラー、照明灯等適当な防護施設を設けること。

車両の路外逸脱を防止するため又は歩行者、自転車等の保護が必要とする道路の区間には原則として防護柵を設置するものとする。

3 公園、緑地、広場に関する基準

都市計画法施行令（以下「令」という。）第25条第6号及び第7号又は規則第21条及び第25条の規定により、配置よく設置とすること。

(1) 公園等の配置

① 配置基準

開発区域の面積	公園等の種別	開発区域の面積に対する公園等の総面積	内 容	備 考
0.3ha 以上 5ha 未満	公園 緑地 広場	3%以上	1箇所 90 m ² 以上	※1
5ha 以上 20ha 未満	公園	3%以上	1箇所 300 m ² 以上(そのうち 1,000 m ² 以上の公園を 1 箇所以上)	
20ha 以上	公園	3%以上	1箇所 300 m ² 以上(そのうち 1,000 m ² 以上の公園を 2 箇所以上)	

※1 下記に該当する場合は、この限りでない。

- (a) 開発区域の周辺に相当規模の既設公園等があり居住者が支障なくその公園等を利用できる場合。
- (b) 事務所・工場等公園の利用形態が住宅地と異なっており、かつ、建ぺい率等建築基準法の規定により、建築計画上有効かつ十分な空地が確保され、防災・避難活動上支障がないと認められる場合。

② 公園計画基準

名 称	面 積 (ha 以上)	誘 致 距 離 (m 以上)	摘 要
街区公園	0.25	250	小学校の児童を対象とした公園で 500 戸に 1 箇所（分区に 1 箇所）設ける。
近隣公園	2	500	居住者全体を対象とした公園で、近隣センターと隣接させ、2,000 戸に 1 箇所（住区に 1 箇所）設ける。
地区公園	4	1,000	近隣公園より広い範囲の住民を対象とした公園で、10,000 戸に 1 箇所（4 住区に 1 箇所）設ける。

(2) 公園の構造

- ① 1,000 m²以上の場合は、2 箇所以上の出入口が配置されていること。
- ② 柵またはへいを設け利用者の安全を図ること。
- ③ 広場、遊戯施設等が有効に配置できる形状及び勾配であること。
- ④ 雨水、地下水等を有効に排水するための施設が設けられていること。

4 消防水利に関する基準

消防庁が告示する消防水利の基準に従うこと。

(1) 消防長等との協議

消防水利施設の経過にあたっては、当該開発区域を所管する消防長と協議すること。

(2) 消防水利

消防水利とは、消火栓、私設消火栓、防火水槽、プール、河川および溝等濠および池等、海および湖、井戸、下水道をいう。

(3) 消防水利の能力

- ① 常時貯水量 40 立方メートル以上、または毎分 1 立方メートル以上でかつ連続 40 分以上の給水能力のあること。ただし所轄消防署との協議による場合この限りでない。
- ② 消火栓は、呼称 65 ミリメートルの口径のもので、直径 150 ミリメートル以上の管に取り付けられていること。
ただし、管網の一边が 180 メートル以下となるよう配管されているときは 75 ミリメートル以上。

(4) 消防水利の配置

平均風速 用地地域	年間平均風速 4m/sec 未満のもの	その他
商 業 地 域 工 業 地 域	100m	80m
そ の 他	120m	100m

この配置は、消火栓に偏することのないように考慮すること。

(5) 消防水利の基準

- ① 地盤面からの落差が 4.5 メートル以下であること。
- ② 取水部分の水深が 0.5 メートル以上であること。
- ③ 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。
- ④ 吸管投入口の大きさは、その一辺が 0.6 メートル以上または直径 0.6 メートル以上であること。

5 排水施設に関する基準

法第 33 条に規定する基準に適合し、かつ宅地造成及び特定盛土等規制法の基準によるものとする。基準については、「盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）に関する技術的基準（和歌山県 県土整備部都市住宅局 都市政策課、令和 7 年 5 月 26 日施行）」を参照すること。

上記基準で定めのない事項については、本技術基準に従い計画すること。

(1) 排水施設の設計の原則

排水路、その他の排水施設が次に掲げる事項を勘案して開発区域内の下水道法第 2 条第 1 号に規定する下水を有効に排出するとともにその排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害を起こさないよう下記の各号を勘案の上、構造及びその能力を備えた施設を配置しなければならない。

- ① 開発区域の規模及び形状
- ② 開発区域内外の土地の地形及び地盤の性質
- ③ 予定建築物又は特定工作物の用途
- ④ 予定建築物等の敷地の規模及び配置
- ⑤ 降雨の状況及び放流先の状況

(2) 計画排水量

排水管渠は、下記水量を有効に排出できるものでなければならない。

管 別	計 画 値	備 考
汚 水 管 渠	計画時間最大汚水量	計画日最大汚水量の 1 時間当りの 30%～80%増し
雨 水 管 渠	計 画 雨 水 量	
合 流 管 渠	計 画 下 水 量	計画時間最大汚水量に計画雨水量を加えたものとする。

(注) 計画 1 日最大汚水量＝1 人 1 日最大汚水量×計画人口であり必要に応じて地下水量と工場廃水量、その他を加算したものをいう。

1 人 1 日最大汚水量＝その地域の上水道計画の 1 人 1 日最大給水量

(3) 開発地域外の排水施設との接続

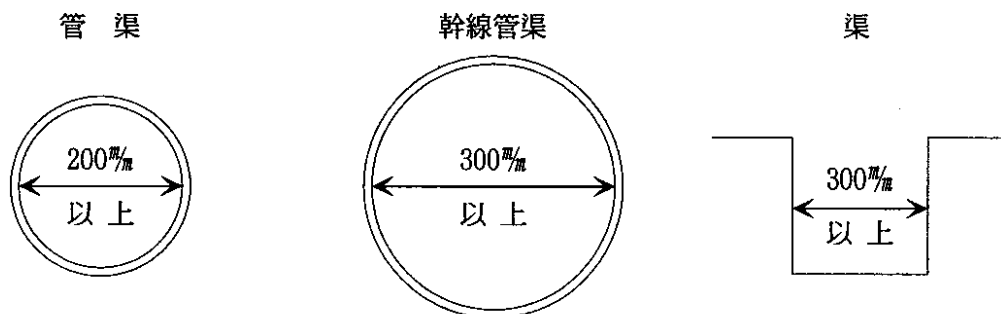
開発区域の排水は放流先の排水能力、利水の状況等を考慮して、区域内の排水を有効かつ適切に排出させるよう放流先の施設に接続しなければならない。

この場合、放流先の施設が未整備又は排水能力が不足する等により放流に支障がある場合は、防災調整池等を設けるものとする。

(注) 雨水（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む）以外の下水は原則として暗渠排水とする。

(4) 排水施設の構造

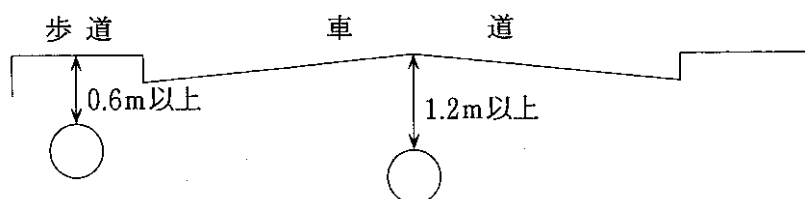
管渠の最小管径は污水管渠にあつては 20 センチメートル、雨水管渠及び合流管渠にあつては 25 センチメートル以上とすること。ただし、幹線管渠については 30 センチメートル以上とし、渠についてはその断面を 30 センチメートル以上とすること。



(5) 排水施設の土被り

排水管の土被りは、車道で 1.2m 以上とし、小道路（4 メートル未満の道路）および歩道にあつては 0.6 メートル以上とすること。

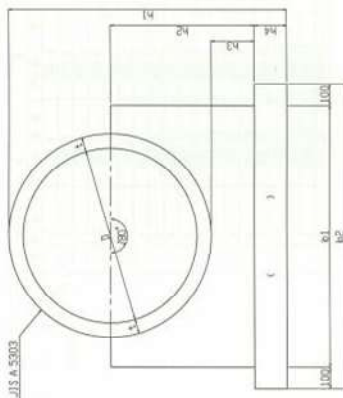
ただし、土被りが 3 メートル以上の場合は管の安全に対する計算書を添付すること。又車道で地形上やむを得ない場合は 1.0 メートル以上とし、1.0 メートル以下の場合は輪荷重を考慮して基礎コンクリートを半巻き又は全巻とすること。



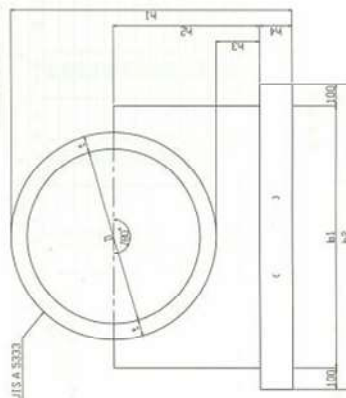
〔管渠基礎工図表〕

R C 1 種 標 準 タ イ プ			
切 土 部		盛 土 部	
土 被	管 基 礎	土 被	管 基 礎
0.6m 未満	360° 巻	0.6m 未満	360° 巻
0.6m～4.5m	180° 巻	0.6m～2.8m	180° 巻
4.5m 以上	360° 巻	2.8m 以上	360° 巻

φ = 1.0m 以上については国土交通省標準図を参照のこと。



P2-RC型（パイプカルバート：180°固定基礎：遠心力鉄筋コンクリート管）寸法および材料表

[illegible]

2-PC型 (パイプカルバート: 180° 固定基座: コア式ストレスコンクリート管) 寸法および材料表

記	寸 法										質量 (kg)			備 考
	D	1	h1	h2	r1	r2	P3	P4	2279mm (h2)	計	1個 (h2)	全 (h2)		
P2-FC-2500	200	65	850	1250	910	470	150	150	2,405	9,400	10,250	2.5	JIS A-5033 スチール コンクリート管 用	
P2-FC-2500	400	65	850	1250	910	470	150	150	2,405	9,400	10,250	2.5		
P2-FC-2500	600	65	850	1250	910	470	150	150	2,405	9,400	10,250	2.5		
P2-FC-2700	700	71	1050	1250	1192	620	150	150	3,755	12,600	12,500	2.5		
P2-FC-2800	800	75	1200	1400	1300	680	200	150	4,569	13,400	14,000	2.5		
P2-FC-2900	900	80	1250	1450	1410	730	200	150	5,443	14,500	15,500	2.5		
P2-FC-3000	1000	85	1450	1650	1510	790	200	200	6,021	15,800	16,500	2.5		
P2-FC-3100	1100	95	1600	1800	1740	890	250	200	7,806	17,800	18,000	2.5		
P2-FC-3200	1200	95	1750	1950	1840	950	250	200	8,968	19,500	19,500	2.5		
P2-FC-3350	1350	100	2100	2000	1030	250	200	10,059	20,500	21,000	2.5			
P2-FC-3500	1500	110	2100	2200	1110	290	200	11,730	22,400	23,000	2.5			
P2-FC-3650	1650	120	2350	2550	1250	300	200	13,253	23,000	23,500	2.5			
P2-FC-3800	1800	125	2500	2700	1350	300	200	15,614	26,000	26,500	2.5			
P2-FC-4000	1800	125	2500	2700	1350	300	200	15,614	26,000	26,500	2.5			

注意事項

1. タイムムル (1) 内に情報を記入すること。例えば電気の消費量、コンクリートの使用量、コンクリートの使用量は K² (1) に記入すること。
2. 建築材の使用量と重量 (1) 内に記入すること。
3. 日本国産の建築材料は、用字の右に「国産」と記入すること。
4. 資材の計算に用いた単価は、通商産業省の「建設材料単価集」に準拠すること。D100～350を 2000円、D400～1350を 4300円、D1600～2000を 23500円とし、D2100～3500を 20000円、D400～1350を 4300円とすること。
5. 手形形式は、別途決定すること。
6. 手形形式は、別途決定すること。
7. 手形形式は、別途決定すること。

(6) 排水管種及び処理方法

排水管の種別は、道路敷内にあっては遠心力鉄筋コンクリート管を原則とする。処理方法としては下記によること。

〔処理方法〕

規 模	備 考
0.3ha 未満	汚水及び雨水の排水は、水路等の管理者と協議のうえ合流式で道路側溝により排水してもよい
0.3ha 以上	暗渠排水 ただし雨水については開渠で排出してもよい

- ・排水能力のない放流先が存在する場合は分流式とし、一定規模以上については雨水排水に限り調整池を設けること。
- ・排水は自然流下方式とする。ただし汚水管については、自然流下不能の場合、ポンプ排水によることができる。

(7) 管渠の流速

〔排水管渠の設計流速表〕

区分	最小流速	最大流速
汚水管渠	0.6m/sec	3.0m/sec
雨水管渠・合流管渠	0.8m/sec	3.0m/sec

本基準は、下水道施設計画・設計指針に基づくものである、管渠等の断面の決定については、流速を毎秒 0.6 メートルから 3.0 メートル未満となるよう計画すること。

ただし、地形等によりやむを得ない場合はマンホール、又は堰等を設けてできるだけ流速を緩和する措置を講ずること。

(8) 枡の位置及び配置

① 雨水枡

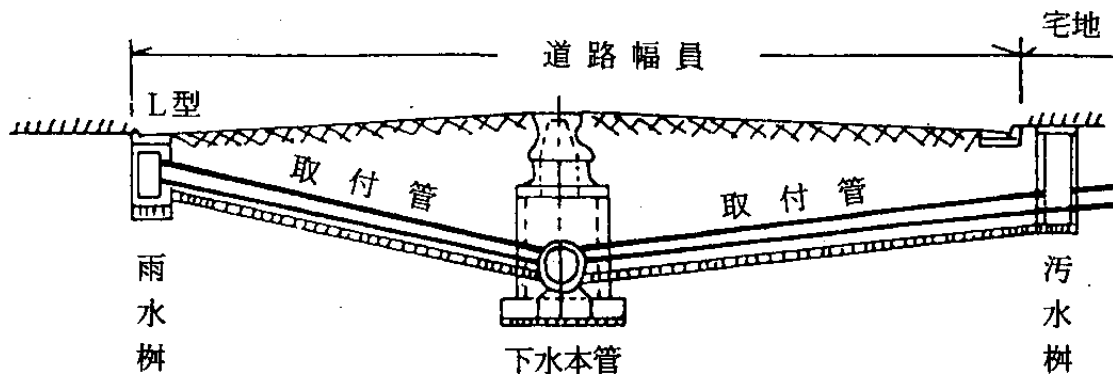
歩車道の区分のあるときは、歩車道の境界の車道側に設置するものとし、歩車道の区分のない道路は道路境界に接する道路側に設ける。

路面排水の雨水枡の間隔は 25～35 メートル以内とする。

② 汚水枡

民有地に設けるものとする。

③ 雨水、汚水枡より本管に接続する場合は原則としてマンホールに接続すること。



(9) 枡の構造

① 雨水枡

円形または角型のコンクリートまたは鉄筋コンクリート構造とすること。

また、内径または内法を 30 センチメートル以上とし、底部に深さ 15 センチメートル以上の泥だめを設けふたを付けること。

② 汚水枡

円形の硬質塩化ビニル製とすること。また、内径を 20 センチメートル以上とし、底部はフリーインバートタイプとすること。ふたは硬質塩化ビニル製または铸铁製防護蓋を使用し、密閉型とすること。

(10) 取付管

取付管は、次の事項を考慮して設計すること。

① 本管取付け部は、本管に対して 60 度～90 度とする。

② 取付管は本管の中心線より上方に取り付ける。

③ 管経

(a) 本管に直接取り付ける場合の最小管経は 150mm とする。

(b) 各戸より集水枡に取り付ける場合は管経 75mm 以上とする。

(11) マンホールの構造

円形または角型のコンクリートまたは鉄筋コンクリート構造とすること。ふたは铸铁または鉄筋コンクリート製とすること。

6 給配水施設に関する基準

関係水道事業管理者と協議のうえ設置すること。

なお、専用水道を設置する場合は水道関係法に適合していなければならない。

7 公益的施設に関する基準

(1) 公益的施設の配置および配置設計

主として住宅の用に供する目的で開発する計画戸数 50 戸以上の開発行為にあつては、それぞれの施設の管理予定者と協議した上で開発規模に応じて必要な公益的施設の配置および規模を考慮しなければならない。

設置される公益的施設は、下記表が一応の標準として参考となる。

〔公益的施設設置の標準〕

近隣住区数			1	2	4
戸数	50～150	500～1,000	2,000～2,500	4,000～5,000	8,000～10,000
人口	200～600 (隣保区)	2,000～4,000 (隣保区)	7,000～10,000 (隣保区)	14,000～20,000 (地区)	28,000～40,000 (地区)
教育施設		幼稚園	小学校	中学校	高等学校
福祉施設		保育所・託児所			(社会福祉施設)
保健		診療所 (巡回)	診療所 (各科)		病院 (入院施設) 保健所
保安	防火水槽 (消火栓)	警察派出所 (巡回)	巡査駐在所 消防(救急) 派出所		警察署 消防署
集会施設	集会室	集	会		公民館
文化施設				図	書
管理施設		管	理	事	務
通信施設		ポ	ス	ト	郵
		公	衆	電	局
		話			・
					電
					話
					交
					換
					所
商業施設		日	用	品	店
					舗
					専
					門
					店
					・
					ス
					ー
					マ
					ー
					ケ
					ット
サービス		共	同	浴	場
		新	聞	集	配
		所			
		銀		行	
		映	画	館	
		娛	楽	施	設

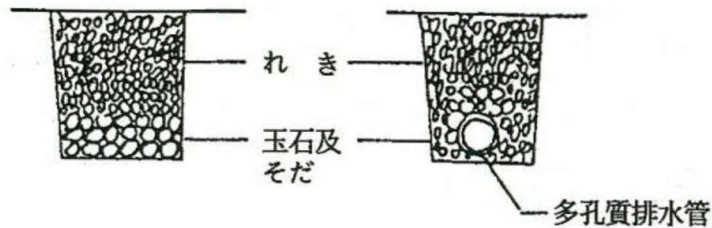
参考：「土地利用・開発許可制度の解説 小泉雄一郎 著」

(2) ごみ集積所設置標準

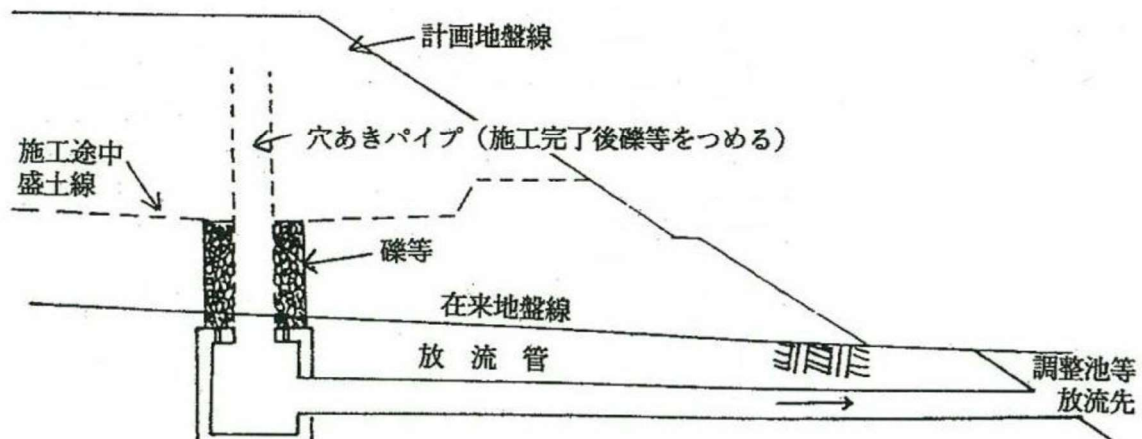
ごみ集積所は、原則として市町村と協議して設置すること。

8 防災施設に関する基準

〔暗渠等の施設〕



又盛土厚が大きい場合は、適地を選び谷筋で盛土が長区間の場合は、ほぼ50メートル毎に盛土高の5分の1以上の高さに布団籠等により土留を行い、また施行中は下流に堅排水管（多孔管等）を設け土砂流出を防止すること。



9 沈砂池に関する基準

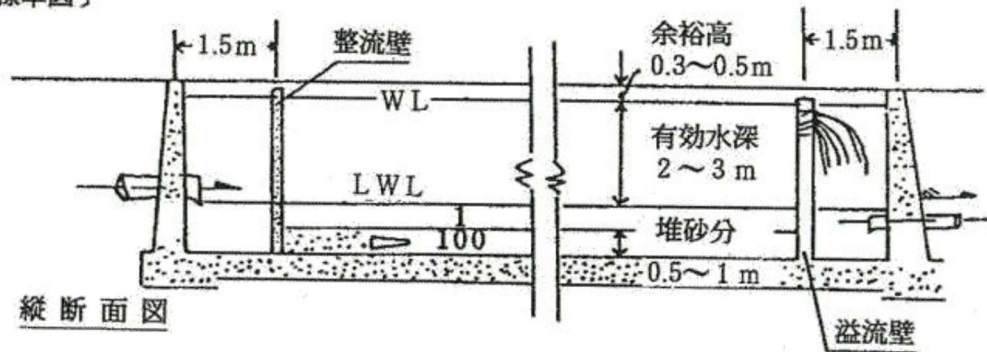
(1) 一般的事項

- ① この基準を適用する範囲は、都市計画法の許可を受けて行う宅地開発等で開発規模が1ヘクタールを超えるものとする。
- ② 沈砂池は、放流先の公共施設又は海域への土砂の流出を防止するため有効に土砂を沈殿させることができる構造でなければならない。
なお、調整池を沈砂地に併用する場合はこの限りではない。
- ③ 沈砂池に土砂が堆積しその機能が低下するおそれのある場合は、速やかに土砂の除去を行うこと。

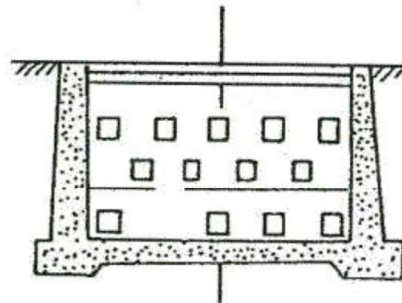
(2) 計画基準

- ① 沈砂池の位置は、排水水系の終末部としなければならない。
- ② 池の形状は長方形とするか、流入・流出部を漸次拡大縮小させた形とし、長さの幅の比は3:1~8:1としなければならない。
- ③ 沈砂池には流入部に整流装置を設けなければならない。
- ④ 沈砂時間は、計画排水量の5~10分としなければならない。
- ⑤ 沈砂池の有効水深は2~3メートルを標準とし、更に堆積分として0.5メートルを見込まなければならない。
- ⑥ 池内平均流速は毎秒10~15センチメートルとすること。
- ⑦ 池の天端高は、越流設備のある場合は池の高水位より30センチメートル、その他の場合は50センチメートルの余裕を保たなければならない。
- ⑧ 管理道路を設置すること。

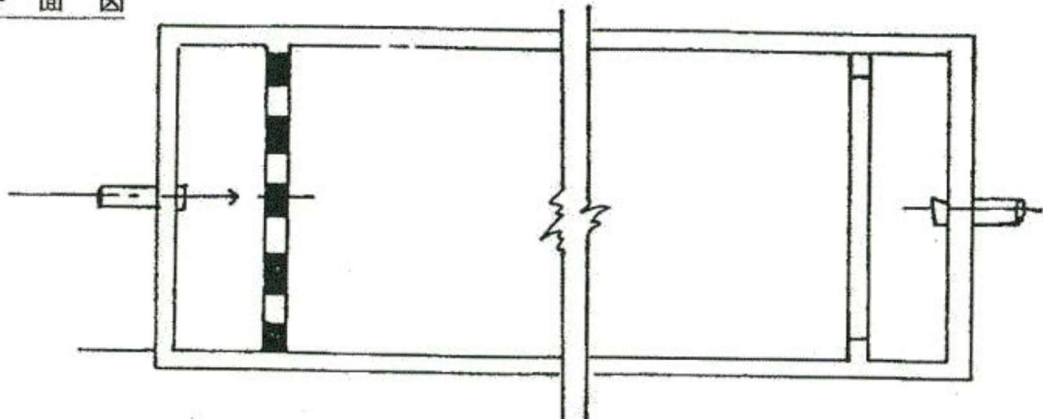
〔沈砂池標準図〕



横断面図 (Cross-section diagram)



平面図 (Plan view)



10 調整池に関する基準

調整池の設置は、開発面積 5 ヘクタール以上の規模にあつては、「防災調整池技術基準」、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準」、「開発計画に伴う調整池技術基準」（日本住宅公団・日本河川協会・和歌山県土木部河川課編）によるものとする。

なお、開発面積 5 ヘクタール未満の場合であっても、防災上放流制限を行う必要がある場合は、上記に準ずるものとし、又は、調整池に替えて雨水排水を一時貯留する施設、或いは、浸透式等による防災上安全な施設とすることができる。

11 排水放流に対する放流先対策

放流先の状況によって異なるが、基本的には放流施設の管理者との間で協議し、その対策を決定するものとする。

この場合の考え方は、当面河川改修の計画がなく開発による流量増に対処できないときは、調整池を恒久的施設としなければならない。

又、河川の改修計画が定められ、施工中に改修が確実な場合、暫定調整池として設置し、下流河川が完了した時点で調整池を廃止できるものとする。

なお、開発者から見て河川改修を開発者の負担において実施することが有効と考えられる場合は、調整池に替えて河川の改修を行うことができる。

12 がけ面保護に関する基準

開発行為により「がけ」（地表面に対し 30 度以上の傾斜を持つ土地で硬岩盤以外のものをいう）を生じる場合は、法第 33 条に規定する基準に適合し、かつ宅地造成及び特定盛土等規制法の基準によるものとする。基準については、「盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）に関する技術的基準（和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課、令和 7 年 5 月 26 日施行）」を参照すること。

13 擁壁に関する基準

法第 33 条に規定する基準に適合し、かつ宅地造成及び特定盛土等規制法の基準によるものとする。基準については、「盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）に関する技術的基準（和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課、令和 7 年 5 月 26 日施行）」を参照すること。

14 緩衝帯に関する基準

(1) 計画の基本

1 ヘクタール以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため開発区域の規模、形状及び周辺の状況、開発区域内の土地の地形及び地盤の性質、予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模及び配置を勘案して、騒音・振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定められていること。

① 「騒音、振動等」とは、次による。

- (a) 開発区域内の予定建築物等から発生するものを指し、区域外から発生するものではない。
- (b) 防止対象となるものは騒音、振動、煤煙、悪臭等の発生が予想されるもので、日照・ビル風等は含まない。

(2) 緩衝帯の配置

騒音・振動等による環境の悪化をもたらすおそれがある予定建築物等の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為にあつては、4メートルから20メートルまでの範囲内で開発区域の規模に応じて下記一覧表に定める幅員以上の緑地帯その他の緩衝帯が開発区域の境界にそってその内側に配置されていなければならない。ただし、開発区域の土地が開発区域外にある公園・緑地・河川等に隣接する部分については、その規模に応じ、緩衝帯の幅員を減少し、又は緩衝帯を配置しないことができる。

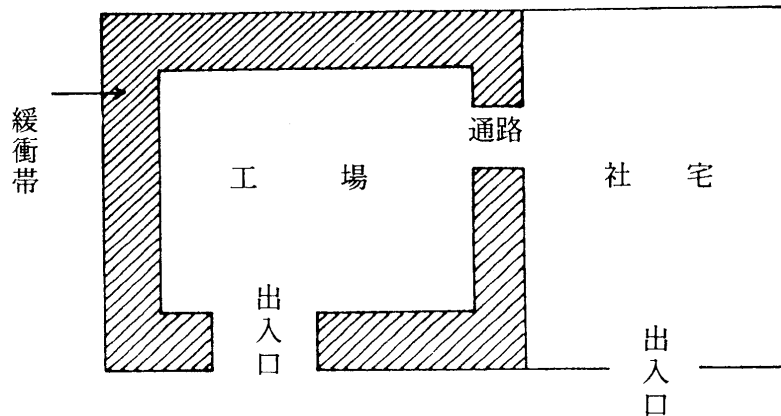
(下記の表は工場立地法の「環境施設(緩衝帯にあたる)を区画面積の15パーセント以上となること」規定とほぼ一致している。)

〔緩衝帯の幅員一覧表〕

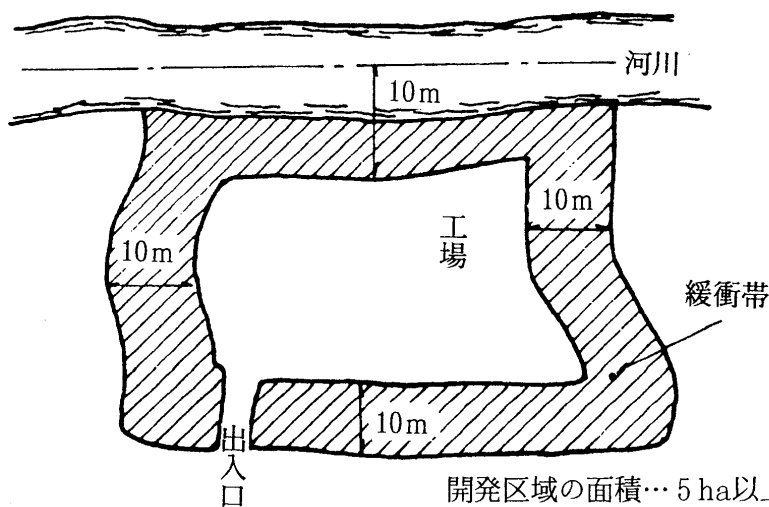
開発区域の面積	緩衝帯の幅員
1ha以上～1.5ha未満	4m以上
1.5ha以上～5ha未満	5m 〃
5ha以上～15ha未満	10m 〃
15ha以上～25ha未満	15m 〃
25ha以上	20m 〃

① 緩衝帯の設置は次によること。

- (a) 「騒音・振動等をもたらすおそれのある建築物等」とは、工場・第1種特定工作物等である。
- (b) 緩衝帯は、開発区域の境界の内側に沿ってその用地を確保すること。
- (c) 緩衝帯は、その区域を明らかにするため、縁石、その他境界を示すものによって明示すること。
- (d) 開発区域内に2以上の用途が混在する場合は、用途を分割(次図参照)すること。



② 開発区域に接し、公園、緑地、河川、池、沼、海、植樹のされた大規模な街路、法面が存する場合には、その幅員の2分の1を緩衝帯の幅員に算入(次図参照)することができる。



開発区域の面積…5ha以上～15ha未満の例示

出入口については緩衝帯は不要

(3) 工場又は第1種特定工作物の建築等の許可

法第43条に規定する、開発許可を受けた開発区域以外の区域における建築制限により知事の許可を受ける場合、工場、第一種特定工作物の新築、改築又は新築で敷地面積1ヘクタール以上については、緑地域その他の緩衝帯を設置するものとする。

15 樹木の保存、表土の保全に関する基準

(1) 計画の基本

1 ヘクタール以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び開発区域の規模、形状及び周辺の状況、開発区域内の土地の地形及び地盤の性質、予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模及び配置を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

① 現況の把握は次によるものとする。

- (a) 事前調査を行い、残すべきものを調査し、土地利用計画を立てること。
- (b) 許可申請の際、現況図に記載し、写真を添付すること。

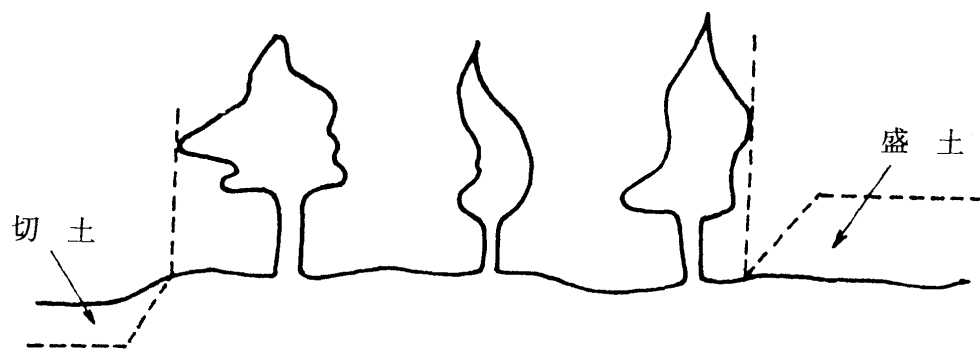
(2) 樹木の保存

高さが 10 メートル以上の健全な樹木又は高さが 5m 以上で、かつ、面積が 300 平方メートル以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等により、当該樹木又は樹木の集団の保存の措置が講ぜられていること。ただし、当該開発行為の目的及び前記に掲げる事項と当該樹木又は樹木の集団の位置とを勘案してやむをえないと認められる場合は、この限りでない。

① 樹木の保存は次による。

- (a) 「健全な樹木」とは、次による。
 - (イ) 枯れていないこと。
 - (ロ) 病気（松食虫、落葉病等）がないこと。
 - (ハ) 主要な枝が折れていない等樹容が優れていること。
- (b) 「樹木の集団」とは、一団の樹林地でおおむね 10 平方メートル当たり 1 本以上の割合で存する樹木をいう。
- (c) 「高さが 10 メートル以上の健全な樹木又は高さが 5 メートル以上で、かつ、面積が 300 平方メートル以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等」とは、次による。
 - (イ) 公園・緑地の配置設計において、樹木等の位置を考慮し設計がなされていること。
 - (ロ) 配置の方法としては、公園・緑地以外に、隣棟間空地、側道、プレイロット、コモンガーデン、緩衝帯、法面等によること。
 - (ハ) 自己用の開発行為の場合は、公園・緑地の設置義務はないので、隣棟間空地・緩衝帯・法面等として樹木が保全されること。
- (d) 「保存の措置」とは、次によること。
 - (イ) 保存対象樹木又はその集団をそのまま存置しておくことであり、地区内での移植又は植樹ではない。
 - (ロ) 保存対象樹木又はその集団の存する土地は、少なくとも枝張りの垂直投影面下について

は、切土又は盛土を行わないこと。(次図参照)



- ② 「当該樹木又は樹木の集団の保存の措置を講じなくてもよい場合」とは、次の場合に限る。
- (a) 開発区域の全域にわたって保存対象樹木が存する場合。
 - (b) 開発区域の全域ではないが、公園・緑地等の計画面積以上に保存対象樹木がある場合。
 - (c) 南下り斜面の宅地予定地に保存対象樹木があり、公園等として活用できる土地が他にある場合。
 - (d) その土地利用計画上やむを得ないと認められる場合。

(3) 表土の保全

高さが1メートルを超える切土又は盛土が行われ、かつ、その切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートル以上である場合には、当該切土又は盛土を行う部分（道路の路面の部分その他の植栽の必要がないことが明らかな部分及び植物の生育が確保される部分を除く。）について表土の復元・客土・土壌の改良等の措置が講ぜられていること。

- ① 「表土」とは、通常、植物（有機物質を含む）の生育にかけがえのない表層土壌のことをいう。
- ② 表土の保全は次によること。
 - (a) 「土地の面積が1,000平方メートル以上」とは、開発区域内で1メートル以上の切土又は盛土を行う部分の面積の合計である。
 - (b) 表土の保全を行う部分は、公園、緑地、コモンガーデン、隣棟間空地、緩衝帯（緑地帯）等である。
 - (c) 表土の保全を行わなくてもよい部分は、道路の舗装部分、建築物等の建築・建築予定地、駐車場等である。
 - (d) 通常の独立住宅用地等建築される部分が明らかでない場合、表土の復元を行うか否かについては、採取量と復元量の均衡を図るため現況の表土の厚さ、及び採取できる区域の面積により、表土の量をおおよそ推計し、公園・緑地等への復元が確保されたとうえで判断すること。
- ③ 表土の保全方法（その他の必要な措置を含む）は次によること。
 - (a) 表土の復元
開発区域内の表土を造成工事中まとめて保存し、粗造成が終了する段階で、必要な部分に復元することをいい、厚さは20センチメートル～40センチメートル程度とすること。
 - (b) 客土
開発区域外の土地の表土を採掘し、その表土を開発区域内の必要な部分におおうことをいう。この場合、他区域の表土をはがすことになるので、原則として、地下室工事などで不要となる表土を用いること。
 - (c) 土壌の改良
土壌改良剤と肥料を与え耕起することをいう。
 - (i) 土壌改良剤
有機質系……泥炭、パルプ、塵芥、糞尿等の加工物
無機質系……特殊鉱物の加工物
合成高分子系……ウレタン等の加工物
 - (ii) 肥料
石灰質、ケイ酸質、苦土、無機質、リン酸質等
 - (iii) 土壌改良剤と肥料を兼ねたもの

(d) その他の措置

(ア) リッパーによる引掻き……土壌を膨軟にする。

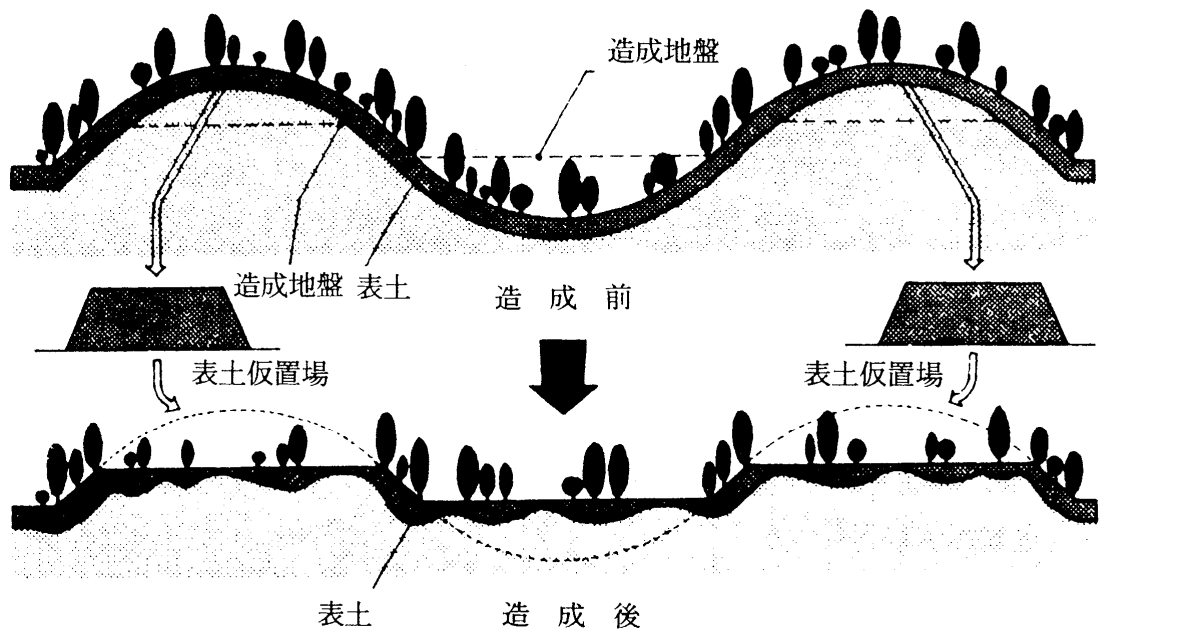
(イ) 発破使用によるフカシ……

〃

(ウ) 粘土均し……保水性の悪い土壌の改良

(e) 傾斜度 20 度以上の急斜面等工法上表土の採取が困難なものは、採取の対象外とすることができる。

〔参考図〕



16 紀の川市宅地造成工事示方書

第1章 総 則

第1節 一般的事項

- 1 都市計画法による許可を受けて施行する宅地造成工事はこの示方書により施行しなければならない。
- 2 工事の施行中は、交通、水利その他公共の利益を害し、又は一般公衆に危害を与えないよう適当な処置をしなければならない。
- 3 申請者は、工事中の記録写真及び工事完了時には竣工図等を作成し、竣工と同時に工事完了届と共に提出しなければならない。
- 4 次の各号に掲げる事項に要する費用は申請者の負担とする。
 - (1) 検査に必要な設備ならびに破壊検査をする場合の破壊および復旧に要する費用。
 - (2) 工事の記録写真に要する費用
 - (3) 材料の試験に要する費用
- 5 申請者は、工事完了検査に際しては、次に掲げる書類および器具等を準備すること。
 - (1) 設計図書
 - (2) 工事中の記録写真ならびに竣工写真
 - (3) 材料試験の記録
 - (4) 用具類
 - ア 測量器材(テープ、ポール、スタッフ、レベル、トランシット、簡易勾配器等)
 - イ 土木工具(ツルハシ、スコップ、さく岩機等)
 - ウ 写真機
 - エ その他必要器具
- 6 工事を施行するときは、当該工事現場に於ける工事の施工の技術上の管理者をおかなければならない。
- 7 申請者は工事の着手届ならびに上記工事施工管理者の住所、氏名、生年月日、工事経歴等を記載のうえ届け出ること。

第2節 工事関係事項

- 1 図面に記載された寸法は、出来高寸法を示すものとする。
- 2 床堀は、土質に応じた法勾配をつけ又は堅固な土留設備を設け、作業中崩壊のおそれのないようにしなければならない。
- 3 玉石(径 20 cm内外)、栗石(径 5～15 cm)等は、扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。
- 4 丸太材は彎曲したものを使用してはならない。
- 5 法留、石積工およびコンクリート擁壁の水抜孔は 3 m²以内毎に 1 箇所の割合で設けなければならない。なお水抜孔の径は 75 mm以上の耐水材料を用いて設けなければならない。ただし、河川工事についてはこの限りでない。
- 6 石積工、ブロック積工、コンクリート擁壁、水路等は適当な区間毎に伸縮目地を設けなければならない。伸縮目地は原則として 20m 以内とする。

第2章 土 工

「盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）に関する技術的基準（和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課、令和7年5月26日施行）」に掲載の「和歌山県宅地造成等工事示方書第2章 土工」を参照すること。

第3章 石積工、ブロック積工

- 1 練石積工の施工にあたっては築石の石ごしらえをし、仮据えを行った後胴込めコンクリートを敷き込み、積みたててから所定の厚さを保つ方法により、胴込コンクリートを丁寧に詰め込まなければならない。
- 2 練石積工の胴込めコンクリートの4週圧縮強度は、 $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上でなければならない。
- 3 コンクリートブロック積工は、石積工に準じて施工しなければならない。なおコンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造、耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めコンクリートによって一体性を有する構造となるもので、かつその施工が容易なものでなければならない。

第4章 コンクリート工

第1節 総 則

- 1 レディミクストコンクリートはJIS表示認定工場で製造されたコンクリートを用いること
- 2 コンクリート工における材料その他の試験はJISの定めによるところによらなければならない。
- 3 コンクリートの所要の強度、耐久性、水密性等を有し、ばらつきの少ないものを使用しなければならない。
- 4 コンクリートの強度は、材令28日における圧縮強度を基準とし、特別の定めのある場合を除くほかは次に掲げる強度を有しなければならない。

水セメント比	圧縮強度	摘要
60%以下	$18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上	石積工、積ブロックエの胴込めコンクリート及び無筋コンクリート擁壁
55%以下	$24\text{N}/\text{mm}^2$ 以上	鉄筋コンクリート擁壁などの重要構造物に適用

第2節 無筋コンクリート工

- 1 無筋コンクリートに使用するコンクリートは、その質が均等でプラスチシチー（容易に型に詰めることができ、型を取去るとゆっくり形を変えるが、くずれたり、材料が分離したりすることのないような性質）となるまで充分練り混ぜること。
- 2 コンクリートは、その分離および損失を防ぐことのできる方法ですみやかに運搬し、ただちに打込むこと。凝固し始めたコンクリートは、使用しないこと。
- 3 コンクリートは 1.5m 以上の高さから投げおろさないこと。
- 4 コンクリートは、打込中および打込直後に適当な内部振動機等により充分締め固めること。
- 5 コンクリートの打込み後、低温、急激な温度変化、乾燥、荷重、衝撃等の影響を受けないよう充分養生すること。

第3節 鉄筋コンクリート工

- 1 鉄筋コンクリートを打ち込む前に正しい位置に固定し適当な方法で打込むこと。コンクリートの練り混ぜ、打ち込みについては無筋コンクリートの場合の規定を準用する。
- 2 鉄筋コンクリートの打ち込み後の養生については無筋コンクリートの場合の規定を準用する。

第5章 モルタル吹付工

- 1 モルタル吹付工の施工にあたっては、吹付法面の浮石、ほこり等を圧力水や圧縮空気て除去した後吹付工を施工する。
また、金網を使用する場合は、金網を張ってから施工すること。
- 2 湧水のある場合は、原則として 2 m²に 1 箇所以上の水抜孔を設けた後吹付工を施工すること。
- 3 吹付工はノズルを常に施工面に直角に射出し、その距離は 1m前後とする。
- 4 モルタル吹付の配合は、セメント:砂の割合は 1:3~1:4 としなければならない。
- 5 モルタル吹付の厚さは、割目が少ない岩で風化の進行をおさえる場合は 3 cm以上、割目が多く小崩壊のおそれのある岩の場合は金網を張り 5 cm以上としなければならない。
- 6 施工面積が広く平滑な場合は、20m 程度を目安として、縦伸縮目地を設けること

第6章 造成工事施行中の防災対策

- 1 工事区域の気象、地質、土質、周辺環境、土地利用状況等を考慮した適切な防災工法及び施工時期の選択、工事工程に関する配慮等必要な防災措置を講ずるとともに、防災体制を確立しておくなど、工事施工中の災害の発生を未然に防止すること。
- 2 造成工事中においては、急激な出水、濁水及び土砂等の流出が生じないように、造成規模、施工時期等を勘案して、必要な箇所に濁水等を一時的に滞留させ、併せて土砂を沈殿させる機能等を有する施設をあらかじめ設置しておくこと。
- 3 工事区域が、人家、鉄道、道路等に隣接している場合は法面からの土砂の流出等による災害を防止するため、柵工、ふとん籠工等の対策をあらかじめ講じておくこと。
- 4 工事現場周辺の生活環境に影響を及ぼし、住民の身体的及び精神的な影響が大きいとされる騒音、振動、粉塵、交通問題等に対しては、公害関連法規を遵守するとともに、下記の(1)～(4)に掲げる対策等について留意すること。
 - (1) 建設機械、機械等の選定
作業用の重機は、極力低騒音及び低振動型の機種を使用するとともに、低騒音及び低振動の工法を採用すること。
 - (2) 防音施設等の設置
防音パネル、防音シート等の防音施設及び粉塵を防止するための施設について設置を検討すること。
 - (3) 作業時間帯
日曜日、祝祭日あるいは早朝、夜間等の時間帯での作業は、可能な限りさけること。
やむを得ず作業を行う場合は、周辺住民に対して工事の概要を説明し、その理解を求めること。
 - (4) 交通対策
工事現場周辺の適切な場所に交通整理員等を配置し、周辺住民はもとより工事周辺の一般通行の妨げになるような事態を未然に防止するほか、資材搬出入の道路等を実施するなど、周辺道路を常時良好な状態に保つこと。

第7章 道路工

- 1 道路には、路面排水を有効に行うため技術的基準に基づき、横断勾配をつけること。
- 2 道路の縦断勾配は9%以下としなければならない。ただし、地形等により止むを得ないと認められ、かつ、交通安全上支障がない場合には、小区間(30～40m)に限り12%以下とする事が出来る。

都市計画法に基づく

技術的基準運用手引き

改正・施行 令和 8 年 1 月

発 行 紀の川市 建設部 都市計画課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338